

## 2. 都道府県別経済財政モデルのデータ推計方法

### 2.1. 年金部門

#### 2.1.1 厚生年金

##### (1) 負担

###### ① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 4.厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）...事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

###### ② 推計方法

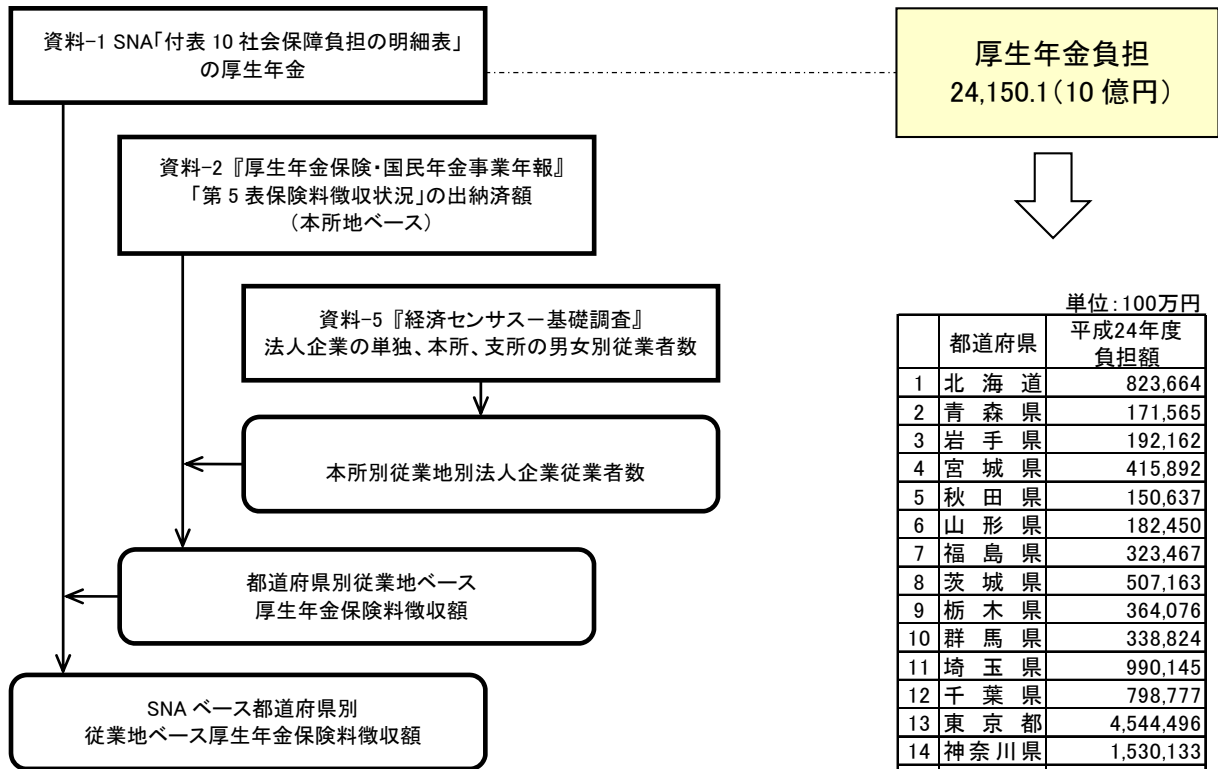
- ・都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNAベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left( Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_k}$$

- $Cw_j$  : 都道府県  $j$  の従業地ベース厚生年金徴収料  
 $Ch_i$  : 都道府県  $i$  の本所地ベース厚生年金徴収料  
 $C_{SNA}$  : SNA ベースの厚生年金徴収料（全国）  
 $L_{ij}$  : 本所地都道府県  $i$ 、従業地都道府県  $j$  の法人企業従業者数

- 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2 の「第 5 表 保険徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料 3 によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料 4 から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサス基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5 のみで計算を行っている。

③推計フロー



厚生年金負担  
24,150.1(10億円)



単位:100万円

	都道府県	平成24年度 負担額
1	北海道	823.664
2	青森県	171.565
3	岩手県	192.162
4	宮城県	415.892
5	秋田県	150.637
6	山形県	182.450
7	福島県	323.467
8	茨城県	507.163
9	栃木県	364.076
10	群馬県	338.824
11	埼玉県	990.145
12	千葉県	798.777
13	東京都	4,544.496
14	神奈川県	1,530.133
15	新潟県	476.573
16	富山県	231.956
17	石川県	212.599
18	福井県	145.260
19	山梨県	142.059
20	長野県	382.165
21	岐阜県	347.999
22	静岡県	786.396
23	愛知県	1,726.329
24	三重県	331.506
25	滋賀県	254.629
26	京都府	429.646
27	大阪府	2,023.397
28	兵庫県	892.747
29	奈良県	161.217
30	和歌山県	127.386
31	鳥取県	86.060
32	島根県	110.619
33	岡山県	334.000
34	広島県	539.599
35	山口県	236.534
36	徳島県	117.793
37	香川県	179.119
38	愛媛県	224.063
39	高知県	101.855
40	福岡県	881.092
41	佐賀県	133.675
42	長崎県	191.707
43	熊本県	254.833
44	大分県	175.998
45	宮崎県	174.623
46	鹿児島県	237.240
47	沖縄県	165.972
	合計	24,150.097

## (2)給付

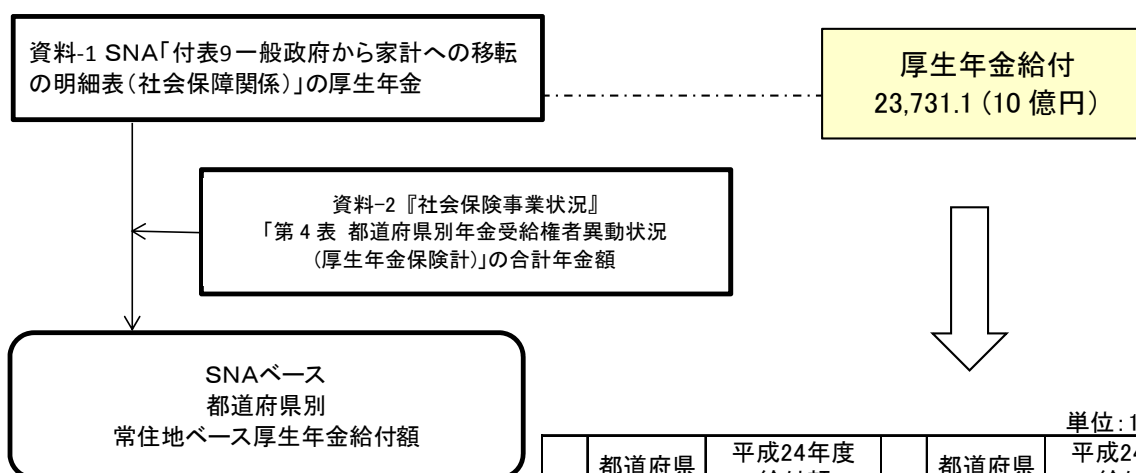
### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』(厚生労働省) --- 厚生年金「第4表 都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)」

### ②推計方法

- ・各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の厚生年金の金額をコントロール・トータル<sup>1</sup>として、これを資料-2 『社会保険事業状況』の第4表都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

### ③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成24年度 給付額		都道府県	平成24年度 給付額
1	北海道	949,983	25	滋賀県	275,602
2	青森県	176,510	26	京都府	499,309
3	岩手県	205,729	27	大阪府	1,687,218
4	宮城県	374,530	28	兵庫県	1,190,007
5	秋田県	177,422	29	奈良県	280,500
6	山形県	192,184	30	和歌山県	180,721
7	福島県	333,142	31	鳥取県	113,408
8	茨城県	485,955	32	島根県	146,850
9	栃木県	332,729	33	岡山県	415,758
10	群馬県	352,376	34	広島県	632,177
11	埼玉県	1,323,931	35	山口県	351,404
12	千葉県	1,175,209	36	徳島県	136,121
13	東京都	2,245,326	37	香川県	212,534
14	神奈川県	1,837,528	38	愛媛県	273,172
15	新潟県	467,347	39	高知県	133,353
16	富山県	260,934	40	福岡県	936,493
17	石川県	234,225	41	佐賀県	136,976
18	福井県	170,435	42	長崎県	244,180
19	山梨県	133,738	43	熊本県	265,600
20	長野県	448,385	44	大分県	202,391
21	岐阜県	406,053	45	宮崎県	169,426
22	静岡県	805,128	46	鹿児島県	252,382
23	愛知県	1,429,870	47	沖縄県	104,984
24	三重県	371,862		合計	23,731,097

<sup>1</sup> 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

## 2.1.2 国民年金

### (1)負担

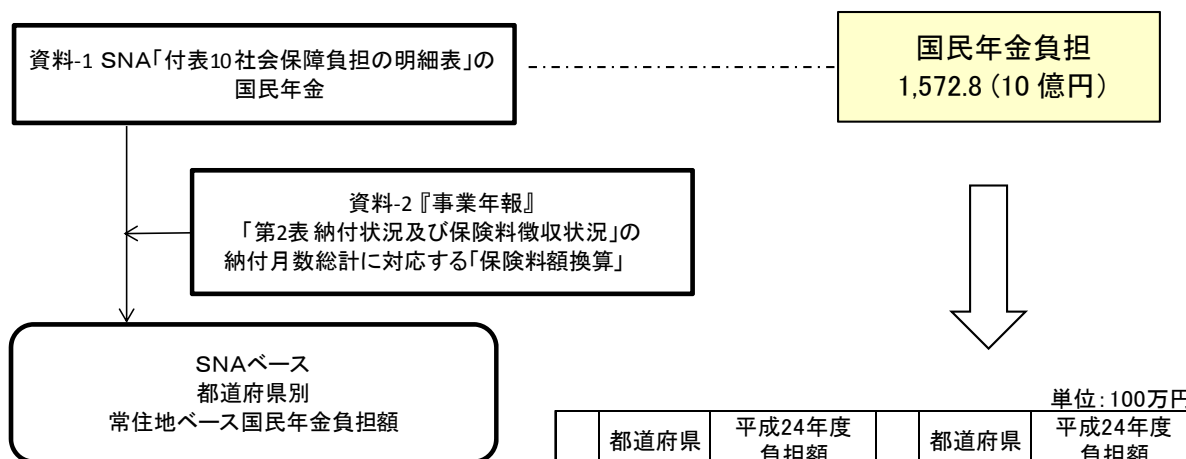
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 5.国民年金「第2表 納付状況及び保険料徴収状況」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計(1)年金(除児童手当)(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の「第2表納付状況及び保険料収納状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成24年度 負担額		都道府県	平成24年度 負担額
1	北海道	60,408	25	滋賀県	16,616
2	青森県	16,193	26	京都府	31,783
3	岩手県	15,914	27	大阪府	94,425
4	宮城県	28,866	28	兵庫県	61,099
5	秋田県	12,405	29	奈良県	17,241
6	山形県	14,345	30	和歌山県	13,498
7	福島県	22,636	31	鳥取県	6,389
8	茨城県	39,757	32	島根県	7,125
9	栃木県	25,912	33	岡山県	20,122
10	群馬県	27,472	34	広島県	32,241
11	埼玉県	96,654	35	山口県	14,840
12	千葉県	82,458	36	徳島県	8,273
13	東京都	199,354	37	香川県	10,956
14	神奈川県	121,048	38	愛媛県	15,874
15	新潟県	29,069	39	高知県	8,468
16	富山県	12,574	40	福岡県	50,197
17	石川県	14,274	41	佐賀県	9,547
18	福井県	9,370	42	長崎県	15,158
19	山梨県	11,946	43	熊本県	21,484
20	長野県	27,821	44	大分県	10,652
21	岐阜県	28,555	45	宮崎県	11,986
22	静岡県	49,577	46	鹿児島県	16,198
23	愛知県	96,418	47	沖縄県	12,069
24	三重県	23,534		合計	1,572,801

## (2)給付

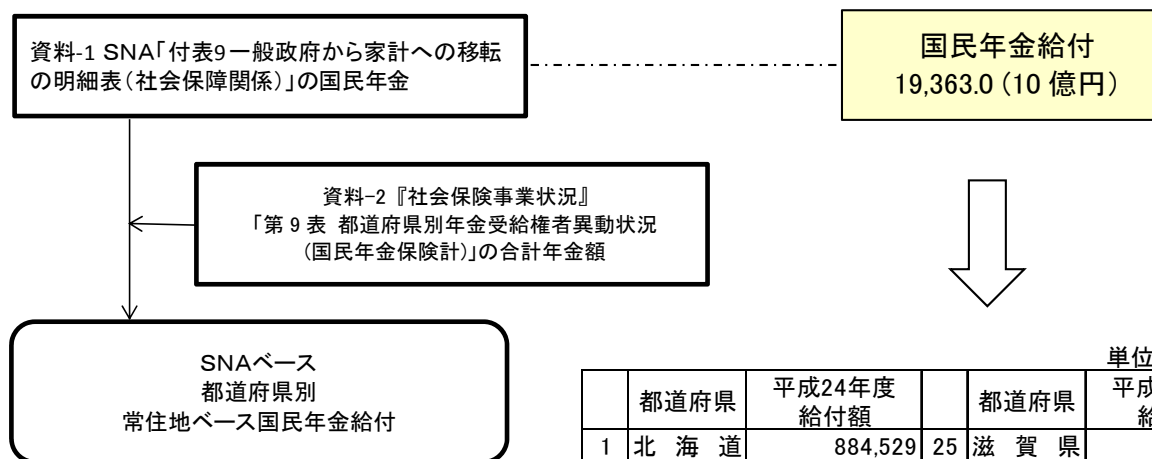
### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』(厚生労働省) --- 国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況(総計)」

### ②推計方法

- ・各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2『社会保険事業状況』の国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況(総計)」の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

### ③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成24年度 給付額		都道府県	平成24年度 給付額
1	北海道	884,529	25	滋賀県	206,435
2	青森県	229,080	26	京都府	400,157
3	岩手県	241,326	27	大阪府	1,218,240
4	宮城県	342,491	28	兵庫県	840,098
5	秋田県	209,623	29	奈良県	222,967
6	山形県	219,165	30	和歌山県	175,802
7	福島県	327,611	31	鳥取県	104,066
8	茨城県	438,664	32	島根県	141,611
9	栃木県	301,665	33	岡山県	336,256
10	群馬県	326,251	34	広島県	462,541
11	埼玉県	969,925	35	山口県	272,209
12	千葉県	877,160	36	徳島県	134,881
13	東京都	1,642,266	37	香川県	177,914
14	神奈川県	1,192,842	38	愛媛県	256,606
15	新潟県	419,413	39	高知県	140,486
16	富山県	201,494	40	福岡県	718,221
17	石川県	192,774	41	佐賀県	143,714
18	福井県	136,243	42	長崎県	238,394
19	山梨県	140,781	43	熊本県	313,417
20	長野県	394,857	44	大分県	204,271
21	岐阜県	345,157	45	宮崎県	199,372
22	静岡県	617,974	46	鹿児島県	301,769
23	愛知県	1,020,444	47	沖縄県	173,116
24	三重県	308,724		合計	19,363,002

## 2.1.3 国家公務員共済組合

### (1)負担

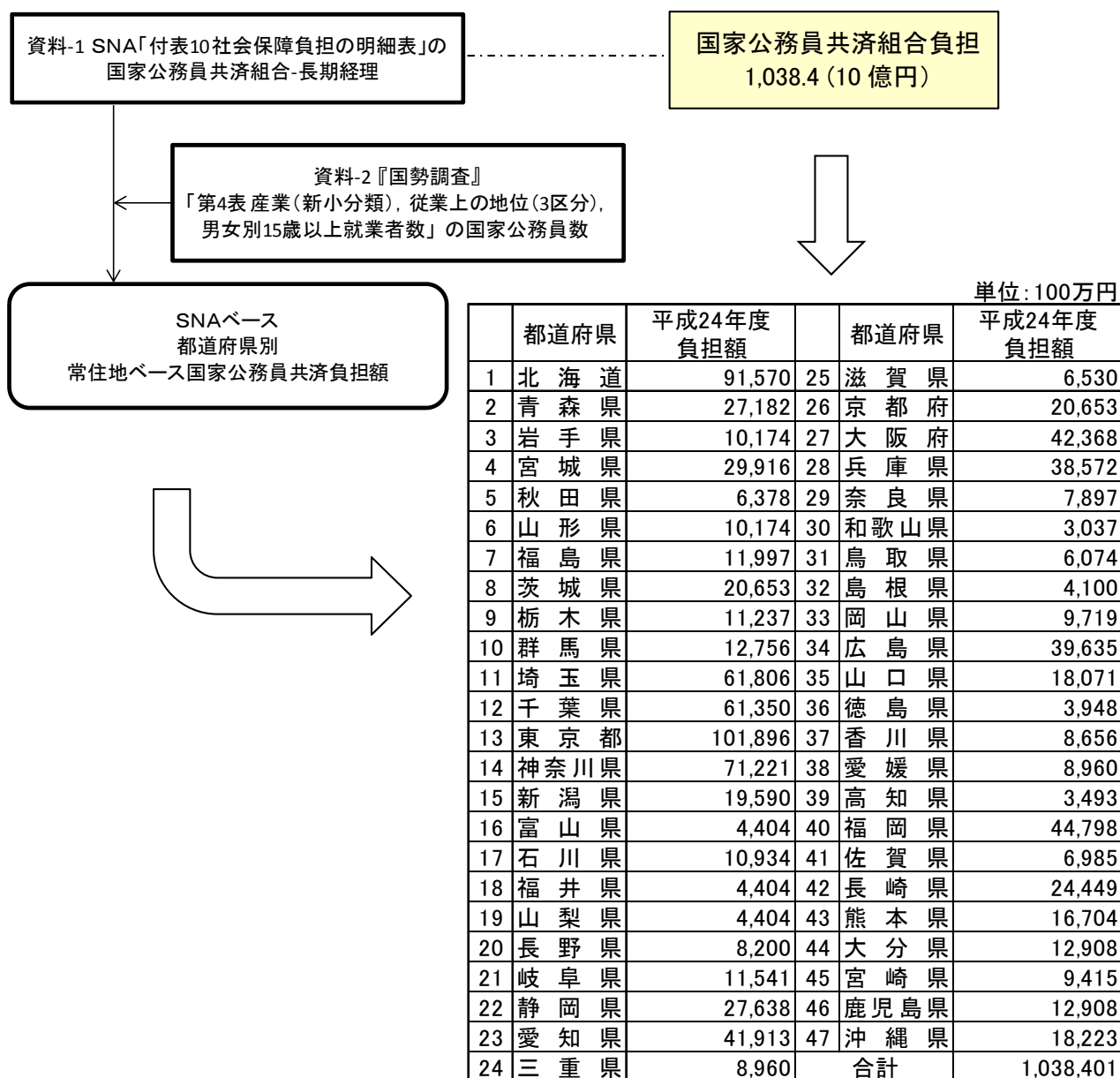
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第4表 産業（新小分類），従業上の地位（3区分），男女別 15歳以上就業者数」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第4表 産業（新小分類），従業上の地位（3区分），「男女別 15歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー



## (2)給付

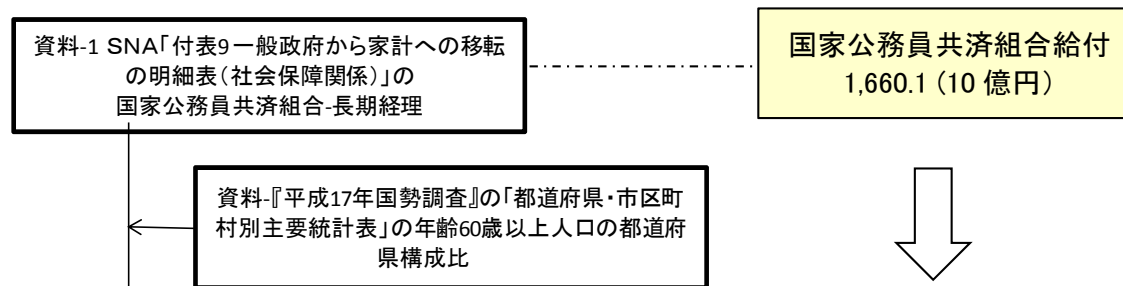
### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」
- ・資料-2 『国勢調査』(総務省) --- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

### ②推計方法

- ・各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の 3.共済組合(1)国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢 60 歳以上人口の都道府県構成比で分割する。

### ③推計フロー



SNAベース  
都道府県別  
常住地ベース国家公務員共済組合給付

単位:100万円

	都道府県	平成24年度 給付額		都道府県	平成24年度 給付額
1	北海道	76,861	25	滋賀県	16,241
2	青森県	20,327	26	京都府	34,661
3	岩手県	20,747	27	大阪府	110,943
4	宮城県	29,562	28	兵庫県	72,676
5	秋田県	18,569	29	奈良県	18,792
6	山形県	18,602	30	和歌山県	15,694
7	福島県	29,080	31	鳥取県	8,903
8	茨城県	37,662	32	島根県	12,042
9	栃木県	25,142	33	岡山県	27,718
10	群馬県	26,819	34	広島県	38,736
11	埼玉県	81,196	35	山口県	23,348
12	千葉県	72,760	36	徳島県	12,096
13	東京都	150,838	37	香川県	14,644
14	神奈川県	100,738	38	愛媛県	21,821
15	新潟県	35,631	39	高知県	12,656
16	富山県	16,333	40	福岡県	63,762
17	石川県	15,719	41	佐賀県	11,986
18	福井県	11,520	42	長崎県	21,301
19	山梨県	12,117	43	熊本県	26,547
20	長野県	32,436	44	大分県	18,092
21	岐阜県	28,407	45	宮崎県	16,573
22	静岡県	50,461	46	鹿児島県	26,010
23	愛知県	84,171	47	沖縄県	13,579
24	三重県	25,580		合計	1,660,099



## 2.1.4 地方公務員共済組合

### (1)負担

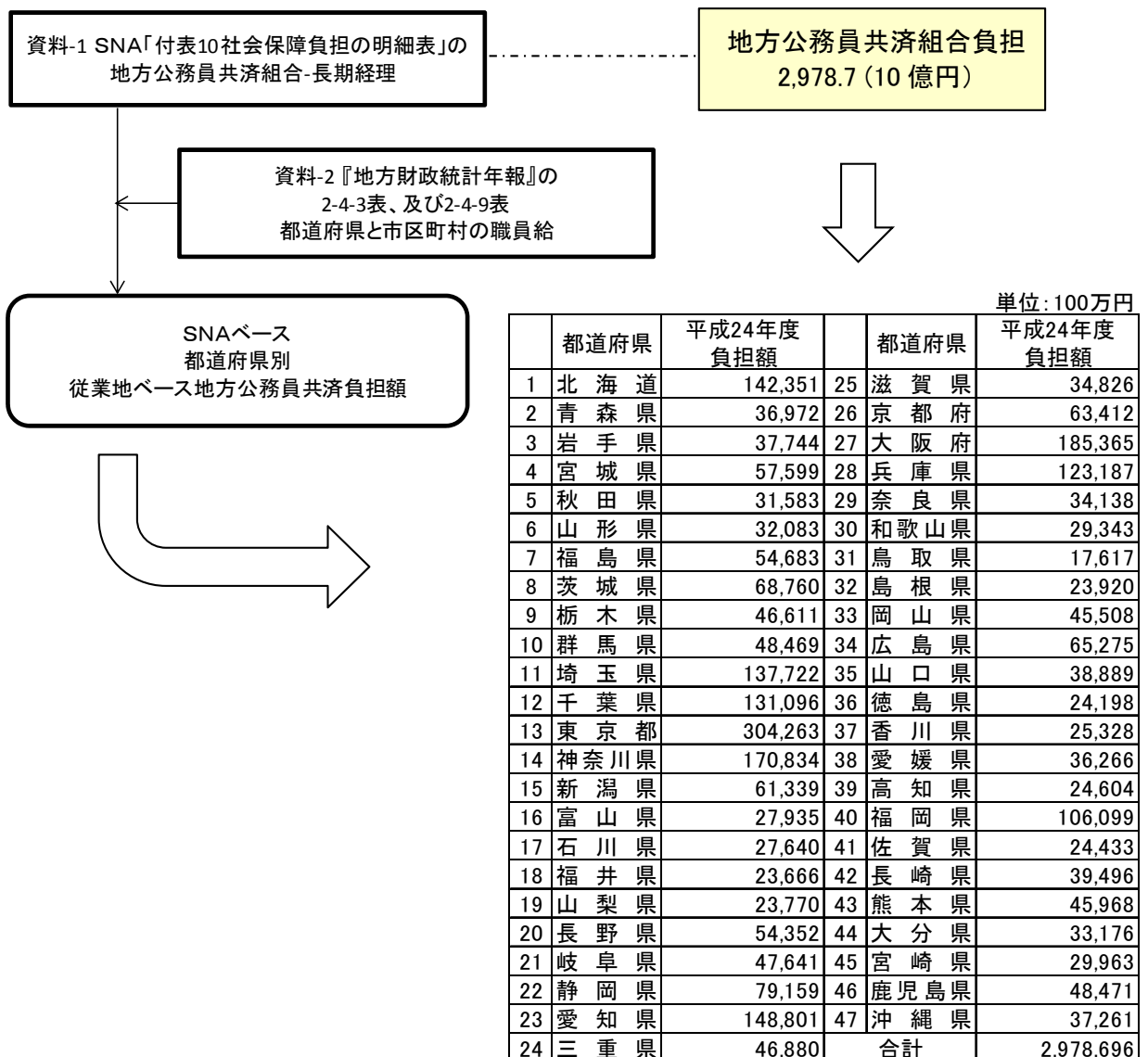
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー



## (2)給付

### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』(総務省) ... 「長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』(地方職員共済組合)
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』(公立学校共済組合)
- ・資料-5 『決算書及び附属資料』(警察共済組合)
- ・資料-6 『国勢調査』(総務省) --- 「都道府県・市区町村別主要統計表(一覧表)」
- ・資料-7 『国勢調査』(総務省) --- 「第 3 表 従業・通学都道府県, 常住都道府県, 男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数ー全国」
- ・資料-8 『地方公務員給与実態調査』(総務省) --- 「第 1 表の 2 団体区分別, 職種別, 都道府県別職員数及び平均基本給月額」(2)市 全職員数および(3)町村 全職員数

### ②推計方法

- ・各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の 3.共済組合(2)地方公務員共済組合 b.「長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・具体的には、資料-2 から都職員共済組合、指定都市職員共済組合、都市職員共済組合、及び市町村職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。さらに、資料-5 から警察共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の人口の都道府県構成比で按分する。ただし、資料-2 に関しては、平成 19 年度以降、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度以降については、資料-8 の市町村の職員数の都道府県別構成比をウェイトとして、全国値を都道府県別に按分して算出した。
- ・上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乗じて、下式のように常住地ベースに変換する。

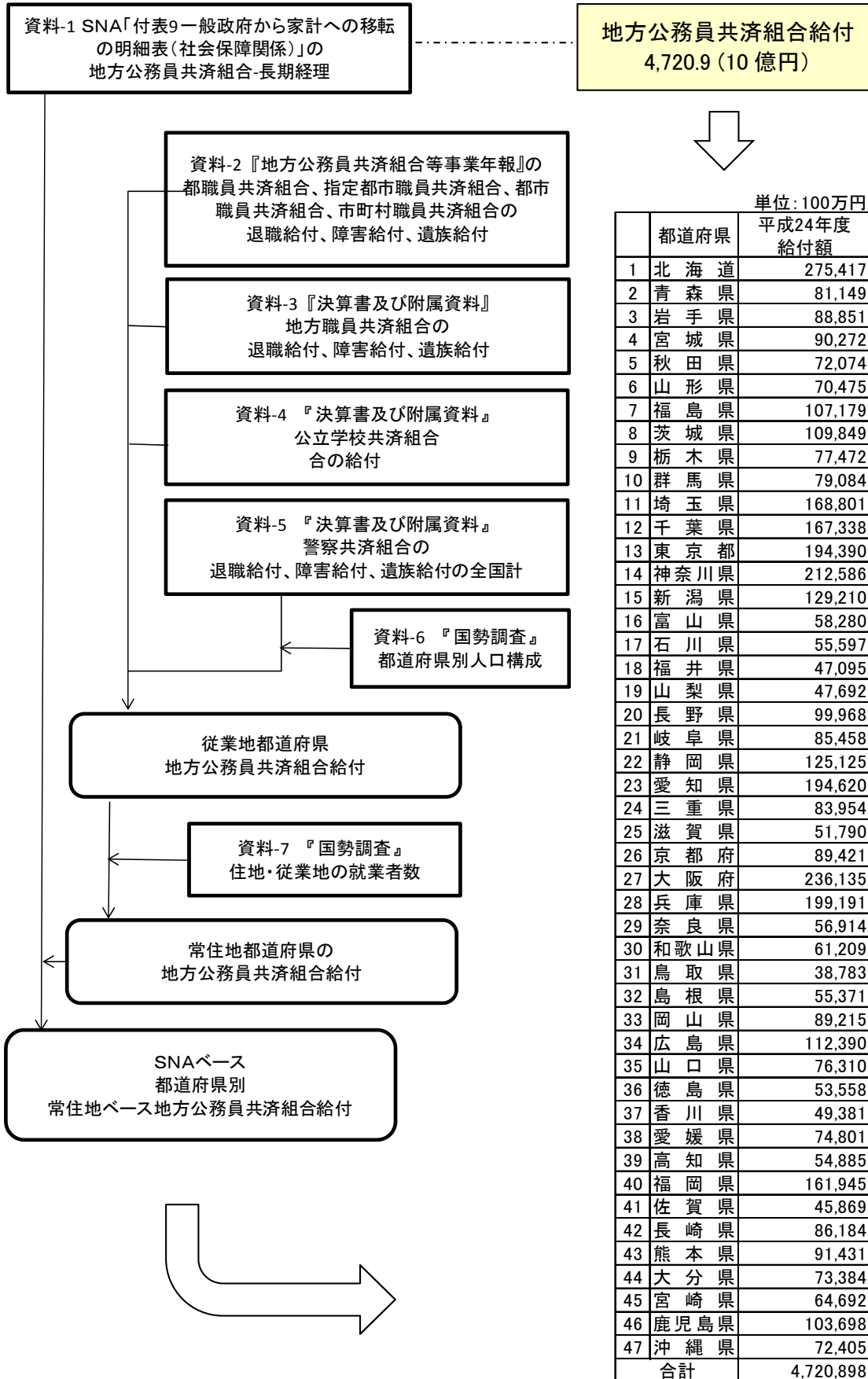
$$Sl_i = \sum_{j=1}^{47} Sw_j \frac{L_j}{L_i}$$

$Sl_i$ : 常住地都道府県 i の給付額

$Sw_j$ : 従業地都道府県 j の給付額

$L_j$ : 常住地都道府県 i, 従業地都道府県 j の従業者数

③推計フロー



## 2.1.5 私学・その他共済

### (1)負担

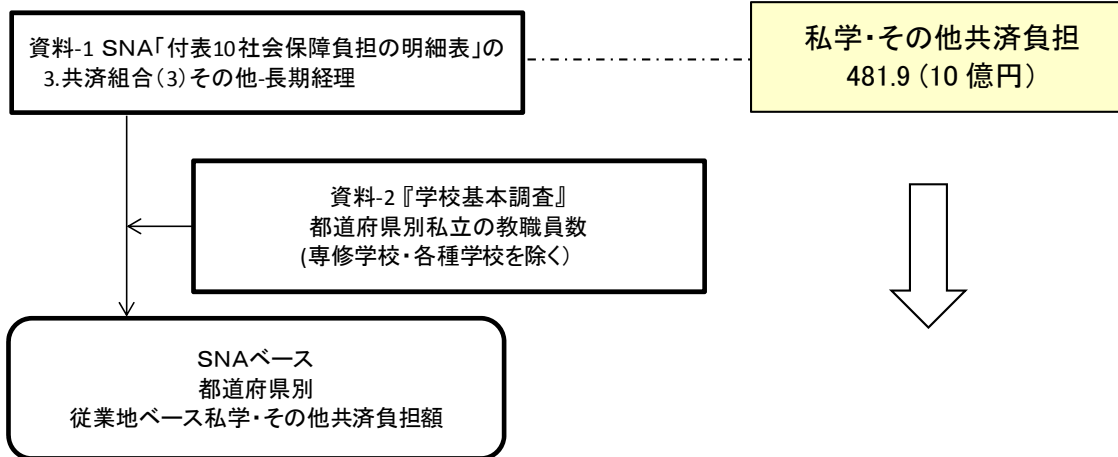
#### ①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省） --- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（3）その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2 において、平成 19 年度以降は「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出している。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成24年度 負担額		都道府県	平成24年度 負担額
1	北海道	16,848	25	滋賀県	2,226
2	青森県	3,524	26	京都府	16,883
3	岩手県	3,393	27	大阪府	36,985
4	宮城県	7,729	28	兵庫県	18,633
5	秋田県	1,679	29	奈良県	4,177
6	山形県	2,992	30	和歌山県	1,642
7	福島県	4,670	31	鳥取県	1,242
8	茨城県	7,242	32	島根県	739
9	栃木県	12,172	33	岡山県	6,492
10	群馬県	4,897	34	広島県	10,149
11	埼玉県	24,862	35	山口県	4,312
12	千葉県	19,589	36	徳島県	1,540
13	東京都	114,249	37	香川県	1,967
14	神奈川県	31,206	38	愛媛県	3,709
15	新潟県	4,804	39	高知県	1,673
16	富山県	1,891	40	福岡県	23,339
17	石川県	4,322	41	佐賀県	2,425
18	福井県	1,679	42	長崎県	4,467
19	山梨県	2,319	43	熊本県	4,852
20	長野県	4,072	44	大分県	3,027
21	岐阜県	5,578	45	宮崎県	3,326
22	静岡県	9,887	46	鹿児島県	5,066
23	愛知県	27,919	47	沖縄県	1,569
24	三重県	3,936		合計	481,899

## (2)給付

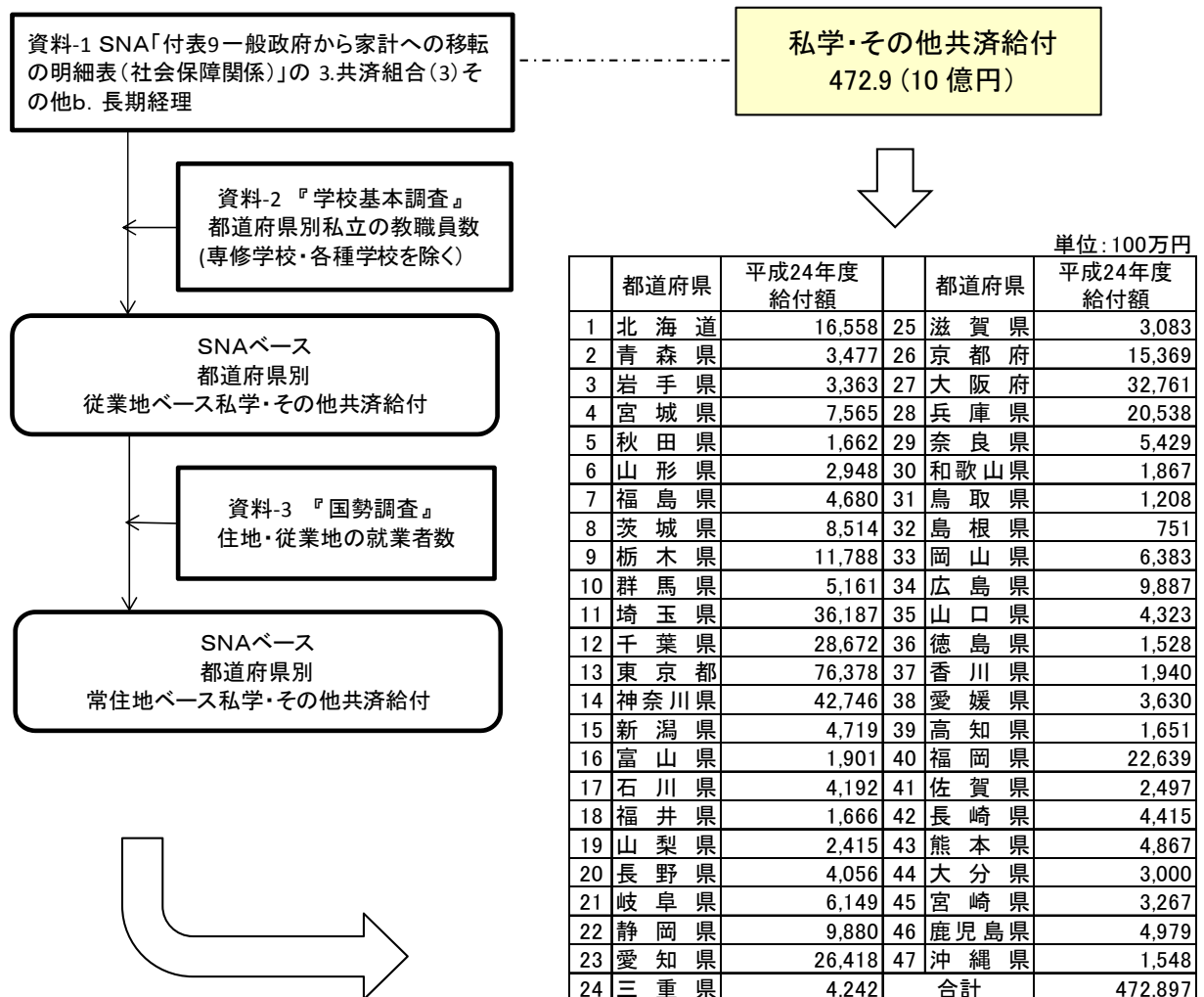
### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『学校基本調査』(文部科学省) --- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」
- ・資料-3 『国勢調査』(総務省) --- 「第3表 従業・通学都道府県、常住都道府県、男女別15歳以上自宅外就業者・通学者数-全国」

### ②推計方法

- ・各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の3.共済組合(3)その他b.長期経理をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料2の詳細については、【負担】を参照。

### ③推計フロー



## 2.1.6 船員保険

### (1)負担

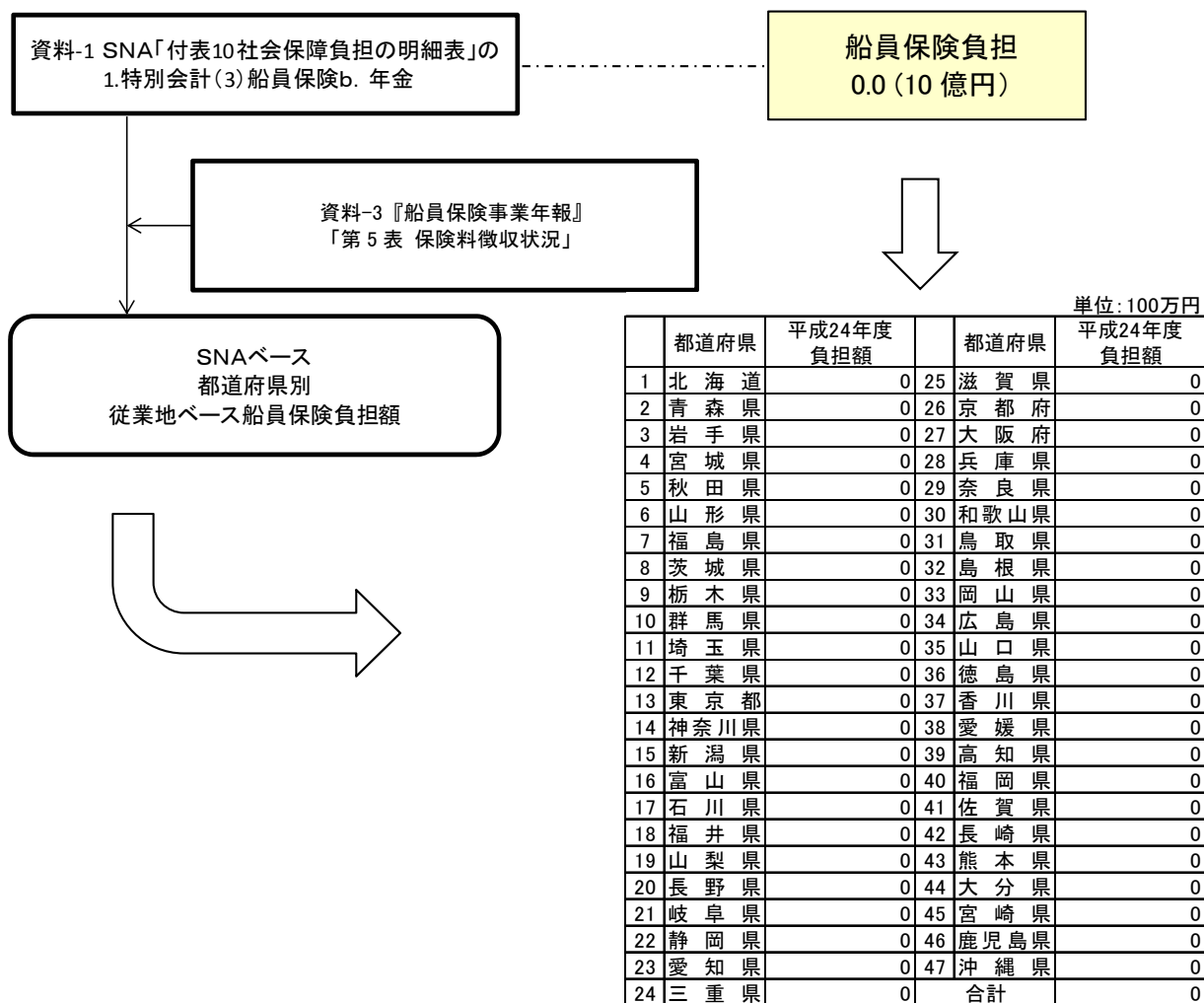
#### ①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計(3) 船員保険b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

#### ③推計フロー



## (2)給付

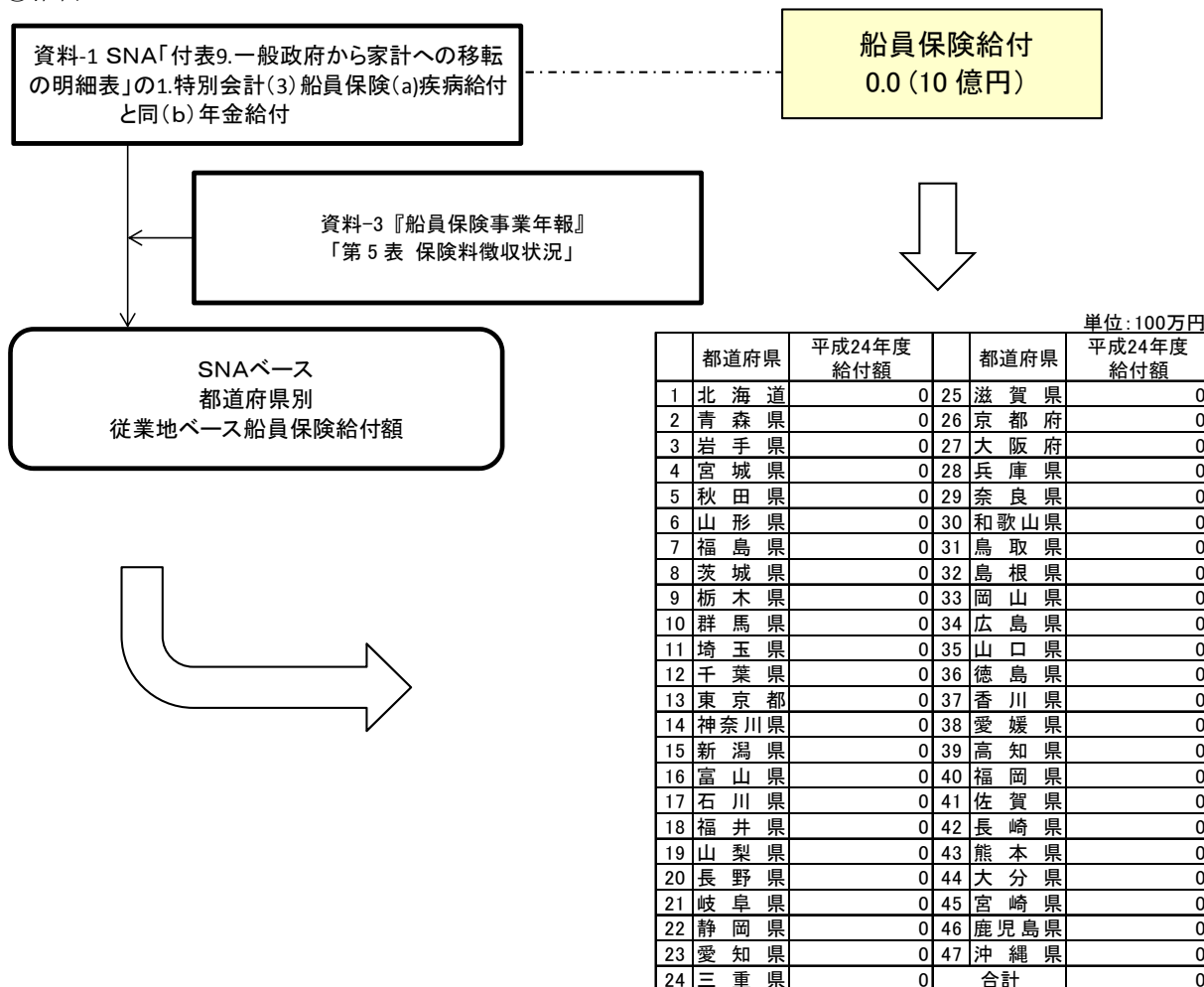
### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『事業年報』(厚生労働省) --- 統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』(全国健康保険組合) --- 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』(全国健康保険組合) --- 「第1表 摘要状況」

### ②推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の「1.特別会計(4) 船員保険」の現物社会移転以外の社会給付(疾病給付と年金給付の合計)をコントロール・トータルとして、資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比(2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額)の都道府県構成比)で分割する。2010年度以降は資料-1でブランクとなっているので計上しない。

### ③推計フロー





## 2.1.7 その他

### (1)給付

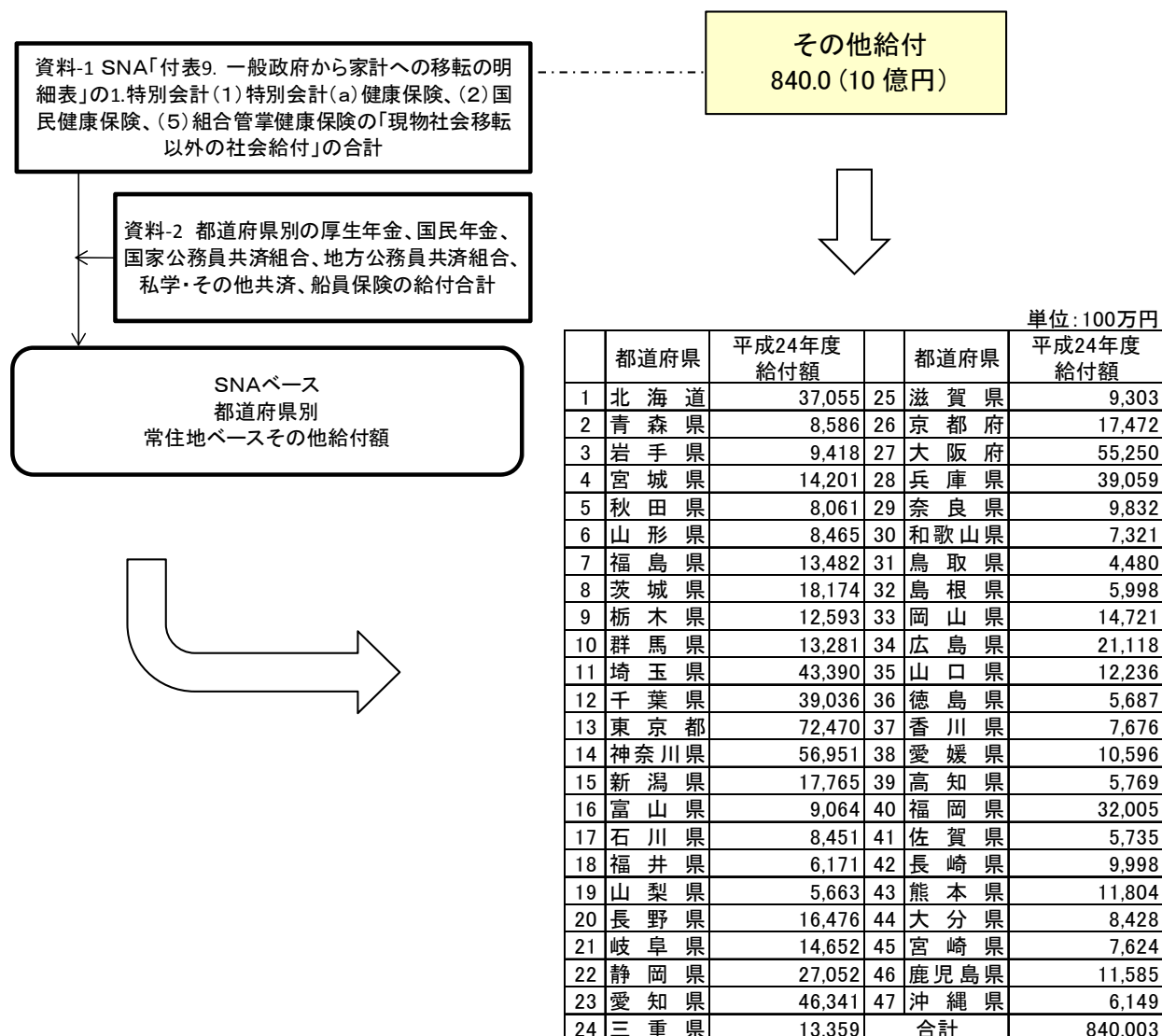
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

#### ②推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表 9.一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」の 1.特別会計(1)特別会計(a)健康保険、同(2)国民健康保険及び(5)組合管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー



## 2.2.医療・介護部門

### 2.2.1 組合管掌健康保険

#### (1)負担

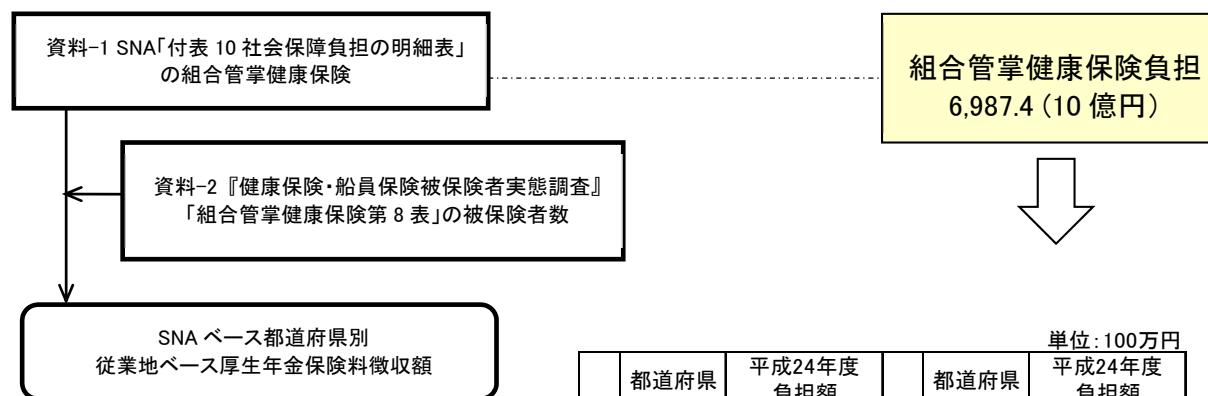
##### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険・船員保険被保険者実態調査』（厚生労働省）--- 「組合管掌健康保険 第8表 都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率」

##### ②推計方法

- ・都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを事業所ベースの被保険者数の都道府県構成比で分割する。

##### ③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成24年度 負担額		都道府県	平成24年度 負担額
1	北海道	87,785	25	滋賀県	33,644
2	青森県	12,477	26	京都府	71,521
3	岩手県	16,488	27	大阪府	700,500
4	宮城県	58,375	28	兵庫県	143,264
5	秋田県	13,368	29	奈良県	9,803
6	山形県	19,607	30	和歌山県	10,917
7	福島県	34,758	31	鳥取県	5,793
8	茨城県	75,531	32	島根県	6,239
9	栃木県	48,572	33	岡山県	31,638
10	群馬県	57,038	34	広島県	83,775
11	埼玉県	179,804	35	山口県	30,747
12	千葉県	171,783	36	徳島県	6,684
13	東京都	3,528,569	37	香川県	20,721
14	神奈川県	388,127	38	愛媛県	18,938
15	新潟県	59,266	39	高知県	6,016
16	富山県	39,214	40	福岡県	116,973
17	石川県	25,845	41	佐賀県	8,021
18	福井県	14,260	42	長崎県	11,363
19	山梨県	16,710	43	熊本県	19,607
20	長野県	69,292	44	大分県	14,928
21	岐阜県	32,752	45	宮崎県	18,938
22	静岡県	167,995	46	鹿児島県	14,037
23	愛知県	431,797	47	沖縄県	18,493
24	三重県	35,426		合計	6,987,399

## 2.2.2 政府（協会）管掌健康保険

### (1)負担

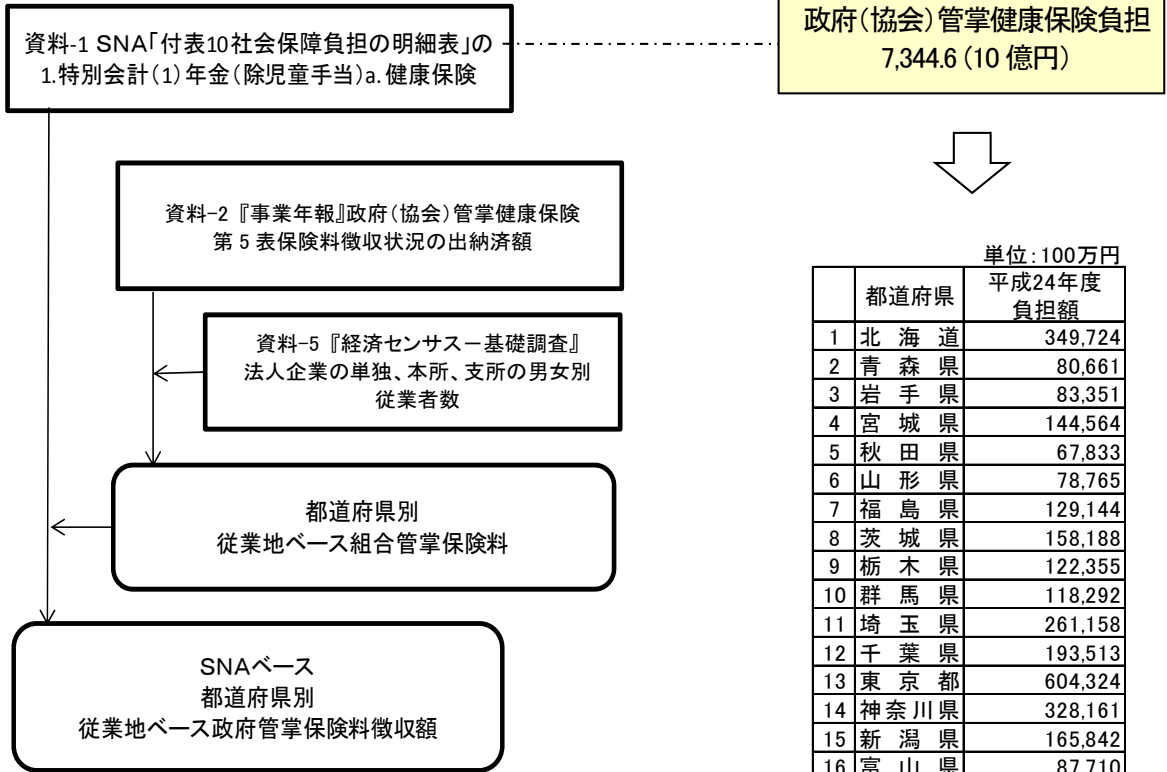
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（全国健康保険協会。平成 19 年度以前は厚生労働省）---統計表編（都道府県編）「第 5 表保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）...事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府（協会）管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- ・従業地ベースの政府（協会）管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組管掌健康保険の場合と同様に、資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成24年度 負担額
1	北海道	349,724
2	青森県	80,661
3	岩手県	83,351
4	宮城県	144,564
5	秋田県	67,833
6	山形県	78,765
7	福島県	129,144
8	茨城県	158,188
9	栃木県	122,355
10	群馬県	118,292
11	埼玉県	261,158
12	千葉県	193,513
13	東京都	604,324
14	神奈川県	328,161
15	新潟県	165,842
16	富山県	87,710
17	石川県	93,286
18	福井県	65,104
19	山梨県	54,109
20	長野県	135,839
21	岐阜県	151,405
22	静岡県	236,061
23	愛知県	488,322
24	三重県	124,334
25	滋賀県	91,490
26	京都府	159,464
27	大阪府	528,756
28	兵庫県	310,663
29	奈良県	69,808
30	和歌山県	58,163
31	鳥取県	42,063
32	島根県	54,047
33	岡山県	149,554
34	広島県	206,045
35	山口県	94,978
36	徳島県	56,939
37	香川県	73,668
38	愛媛県	100,382
39	高知県	51,983
40	福岡県	336,200
41	佐賀県	62,945
42	長崎県	91,824
43	熊本県	121,322
44	大分県	82,428
45	宮崎県	79,674
46	鹿児島県	119,199
47	沖縄県	80,963
	合計	7,344,603

## 2.2.3 国民健康保険

### (1)負担

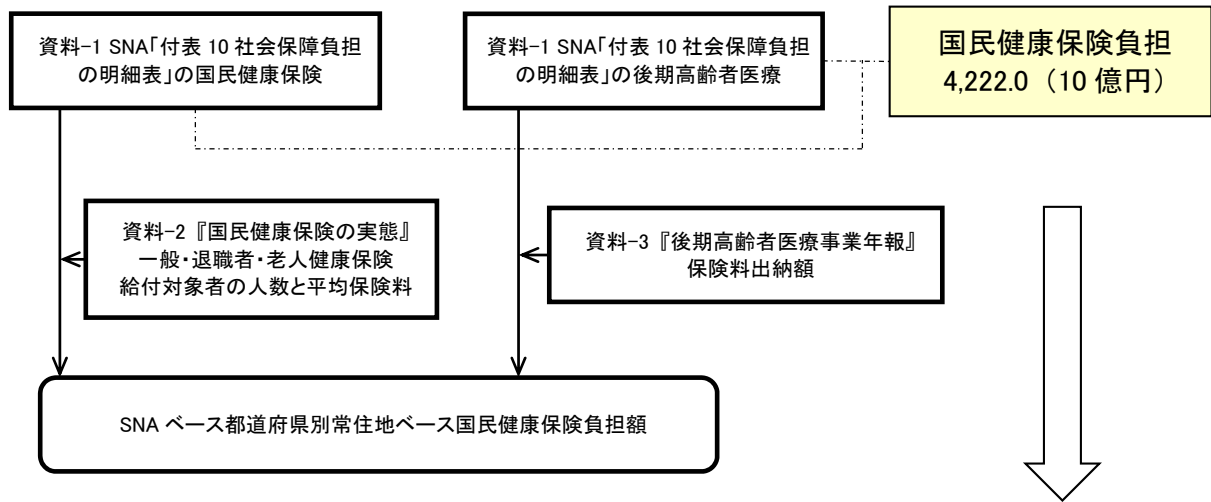
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会）... 「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」
- ・資料-3 『後期高齢者医療事業年報』（厚生労働省）... 「第 4 表 都道府県別経理状況 (1)保険料出納状況」の出納額

#### ②推計方法

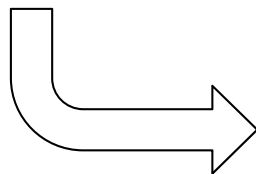
- ・都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1「付表 10 社会保障負担明細表」の「2.国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の一般、退職者、老人保健医療給付対象者（老人保健は平成 19 年度まで）の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。
- ・さらに、平成 20 年度以降については、資料-1「付表 10 社会保障負担の明細表」における後期高齢者医療の額を資料-3の値で都道府県別に按分し、従来の国民健康負担に合算した。
- ・国民健康保険、後期高齢者医療の両者を合算した額を「国民健康保険負担」とする。

③推計フロー



国民健康保険負担  
4,222.0 (10 億円)

SNA ベース都道府県別常住地ベース国民健康保険負担額



単位: 100万円

	都道府県	平成24年度 負担額		都道府県	平成24年度 負担額
1	北海道	174,279	25	滋賀県	37,977
2	青森県	41,548	26	京都府	83,336
3	岩手県	32,653	27	大阪府	297,617
4	宮城県	61,623	28	兵庫県	176,802
5	秋田県	29,338	29	奈良県	42,712
6	山形県	35,796	30	和歌山県	32,830
7	福島県	49,025	31	鳥取県	15,963
8	茨城県	91,714	32	島根県	19,620
9	栃木県	74,330	33	岡山県	56,959
10	群馬県	65,489	34	広島県	88,587
11	埼玉県	241,632	35	山口県	47,802
12	千葉県	193,770	36	徳島県	22,518
13	東京都	637,312	37	香川県	30,574
14	神奈川県	310,761	38	愛媛県	40,984
15	新潟県	63,889	39	高知県	22,988
16	富山県	31,350	40	福岡県	146,723
17	石川県	35,012	41	佐賀県	26,203
18	福井県	22,579	42	長崎県	42,560
19	山梨県	27,830	43	熊本県	55,698
20	長野県	62,428	44	大分県	34,573
21	岐阜県	67,956	45	宮崎県	34,421
22	静岡県	126,835	46	鹿児島県	45,057
23	愛知県	250,909	47	沖縄県	33,646
24	三重県	57,794		合計	4,222,002

## 2.2.4 国家公務員共済組合

### (1)負担

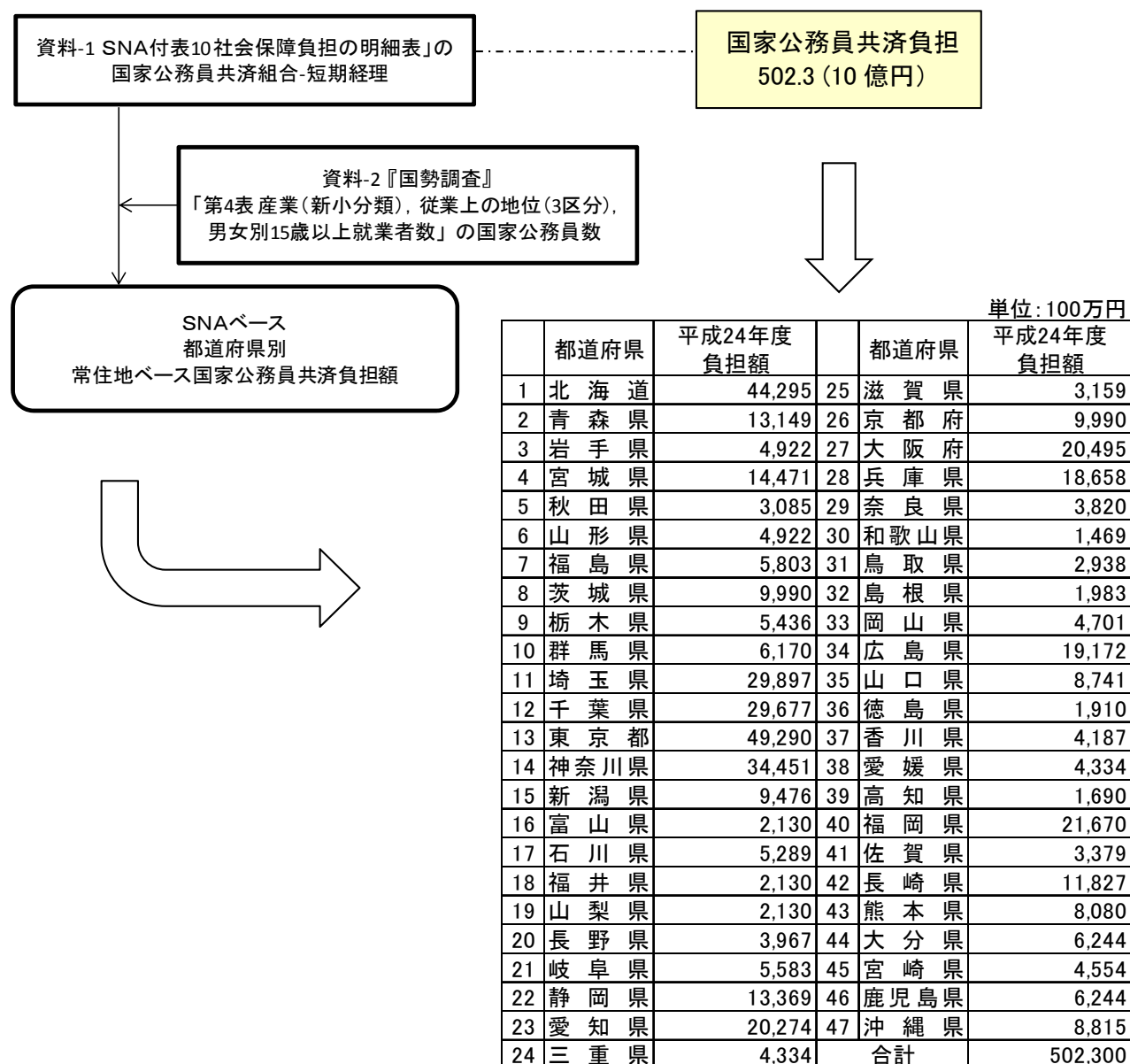
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー



## 2.2.5 地方公務員共済組合

### (1)負担

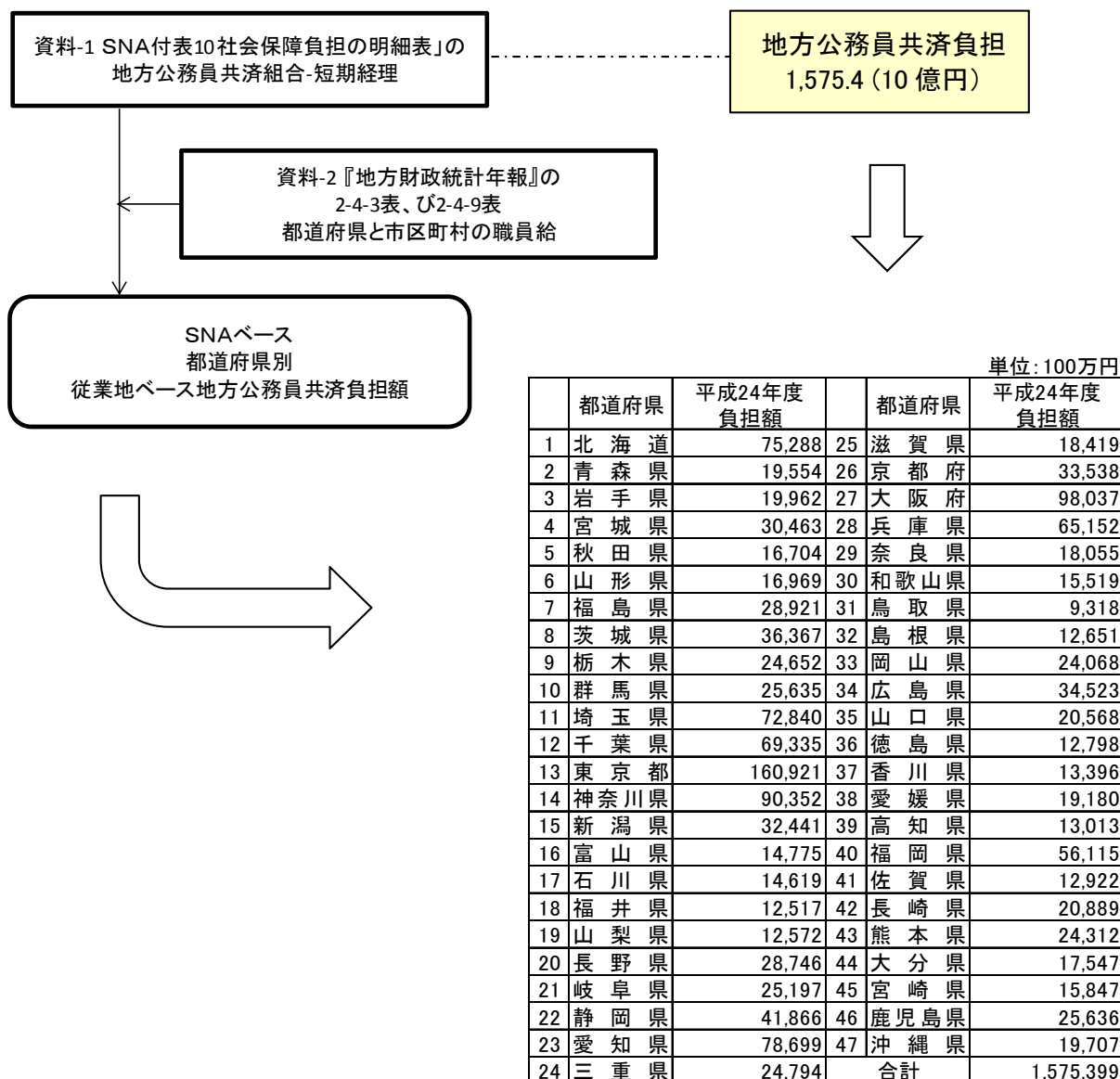
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

#### ③推計フロー





## 2.2.6 私学・その他共済

### (1)負担

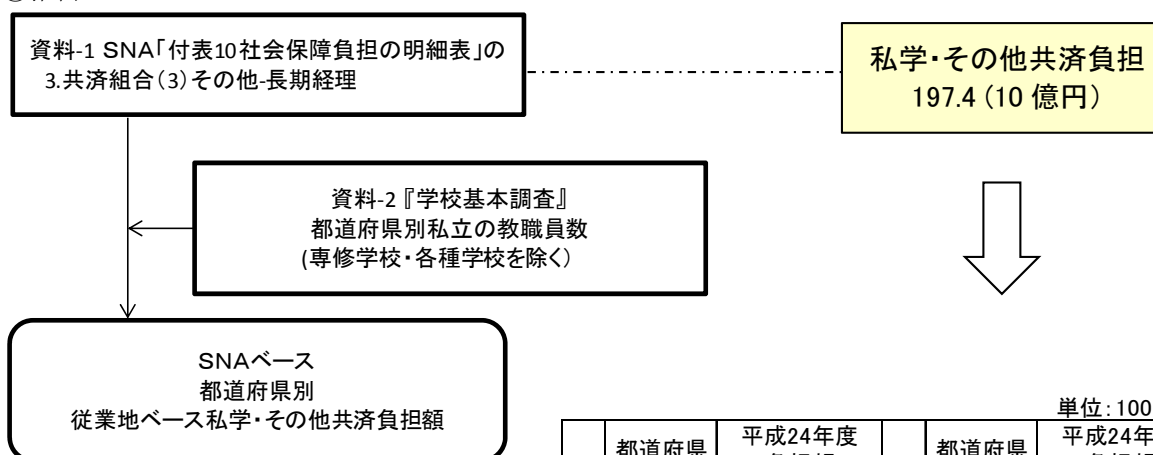
#### ①使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合(3)その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料2の詳細については、2.1.5【負担】を参照。

#### ③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成24年度 負担額		都道府県	平成24年度 負担額
1	北海道	6,902	25	滋賀県	912
2	青森県	1,444	26	京都府	6,916
3	岩手県	1,390	27	大阪府	15,150
4	宮城県	3,166	28	兵庫県	7,633
5	秋田県	688	29	奈良県	1,711
6	山形県	1,226	30	和歌山県	672
7	福島県	1,913	31	鳥取県	509
8	茨城県	2,966	32	島根県	303
9	栃木県	4,986	33	岡山県	2,659
10	群馬県	2,006	34	広島県	4,157
11	埼玉県	10,184	35	山口県	1,766
12	千葉県	8,024	36	徳島県	631
13	東京都	46,800	37	香川県	806
14	神奈川県	12,783	38	愛媛県	1,519
15	新潟県	1,968	39	高知県	685
16	富山県	775	40	福岡県	9,560
17	石川県	1,770	41	佐賀県	993
18	福井県	688	42	長崎県	1,830
19	山梨県	950	43	熊本県	1,988
20	長野県	1,668	44	大分県	1,240
21	岐阜県	2,285	45	宮崎県	1,363
22	静岡県	4,050	46	鹿児島県	2,075
23	愛知県	11,437	47	沖縄県	643
24	三重県	1,612		合計	197,402

## 2.2.7 船員保険

### (1)負担

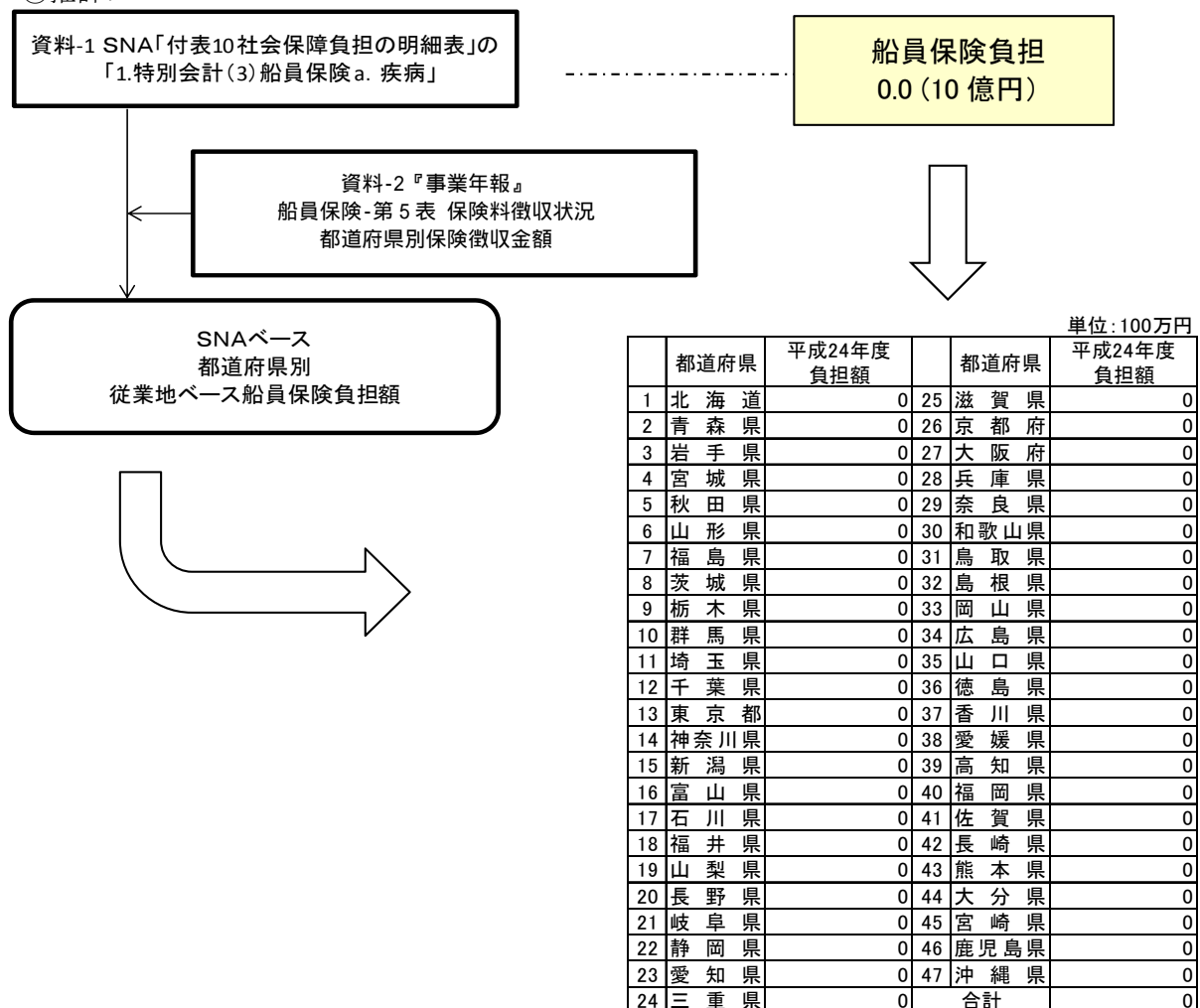
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3.船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）---統計表（都道府県編）「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

#### ②推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計(3) 船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010年度以降は資料-1で空白となっているので計上しない。

#### ③推計フロー



## 2.2.8 若年医療給付（社会保険診療報酬支払基金分）

### (1)給付

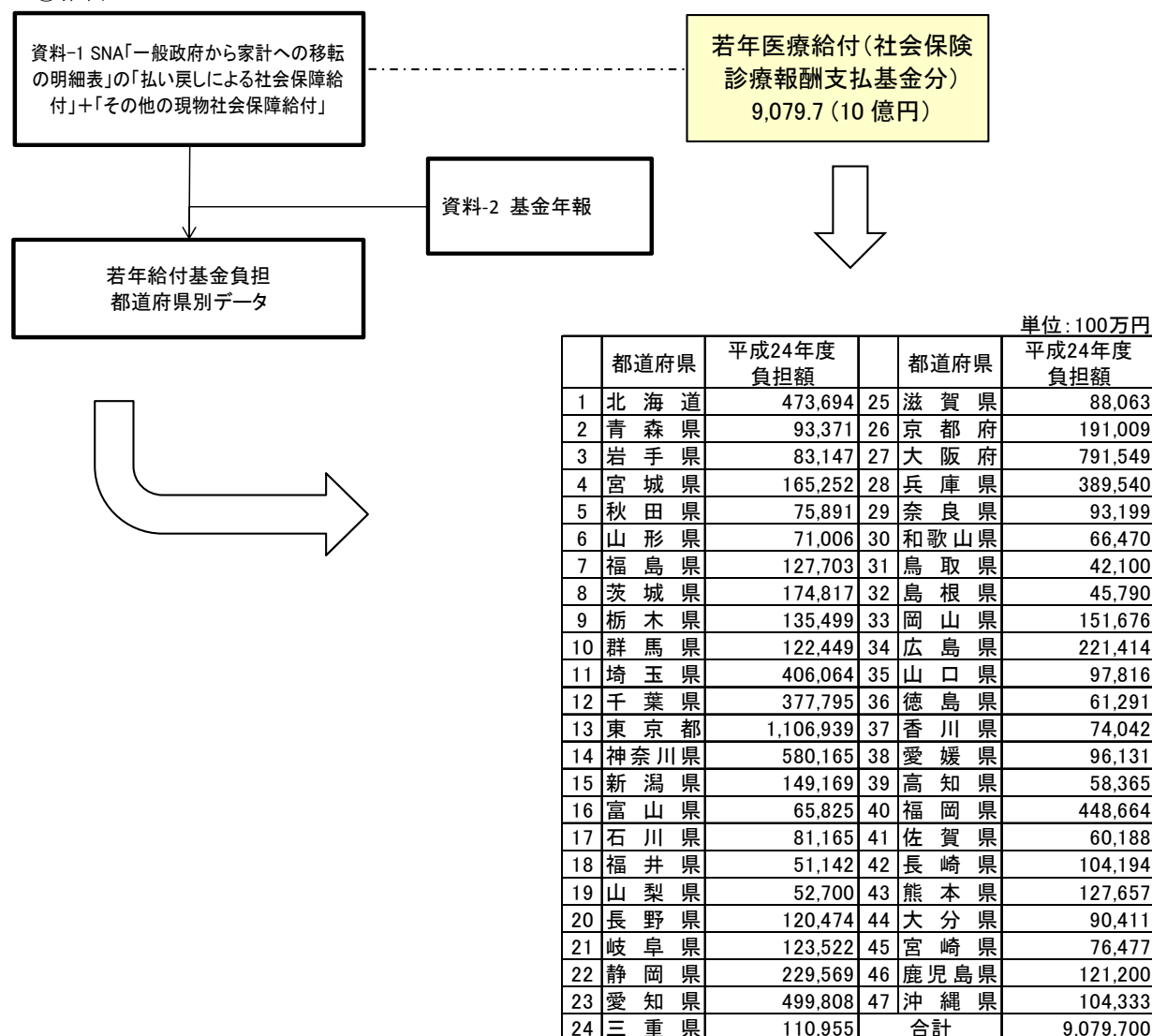
#### ①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の1.社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- 資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第5表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額（平成19年度までは、左記額より市町村及び特別区（老人保健）支払額を控除）

#### ②推計方法

- 資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

#### ③推計フロー



## 2.2.9 若年医療給付（国保・一般、退職者、組合給付分）

### (1)給付

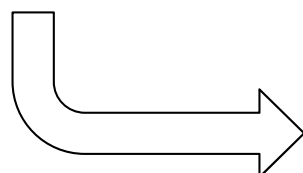
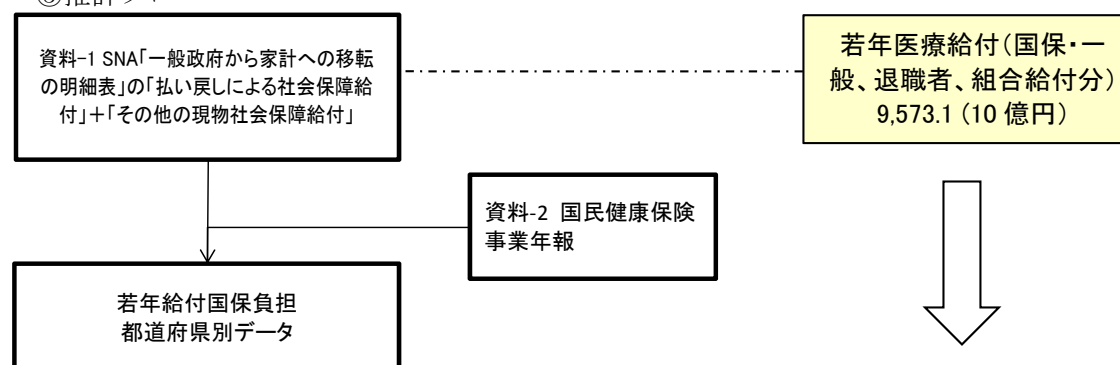
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1.社会保障給付のうち(2)国民健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----11 表 都道府県別医療費の状況（その1）  
保険者負担額（平成19年度までは、左記額より老人保健負担分を控除）

#### ②推計方法

- ・資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

#### ③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成24年度 給付額	都道府県	平成24年度 給付額	
1	北海道	451,481	25	滋賀県	88,694
2	青森県	111,476	26	京都府	187,862
3	岩手県	102,931	27	大阪府	726,409
4	宮城県	192,596	28	兵庫県	413,833
5	秋田県	83,761	29	奈良県	103,427
6	山形県	81,822	30	和歌山県	87,568
7	福島県	163,878	31	鳥取県	43,529
8	茨城県	214,588	32	島根県	54,223
9	栃木県	143,350	33	岡山県	148,651
10	群馬県	149,798	34	広島県	223,761
11	埼玉県	516,163	35	山口県	123,080
12	千葉県	445,032	36	徳島県	59,870
13	東京都	921,570	37	香川県	81,731
14	神奈川県	620,551	38	愛媛県	117,011
15	新潟県	164,735	39	高知県	67,448
16	富山県	72,708	40	福岡県	391,700
17	石川県	88,994	41	佐賀県	71,585
18	福井県	54,698	42	長崎県	134,380
19	山梨県	65,062	43	熊本県	156,331
20	長野県	147,560	44	大分県	100,191
21	岐阜県	156,076	45	宮崎県	97,121
22	静岡県	270,395	46	鹿児島県	149,704
23	愛知県	481,098	47	沖縄県	115,020
24	三重県	129,651		合計	9,573,103

## 2.2.10 老人保健医療（後期高齢者医療）給付

### (1)給付

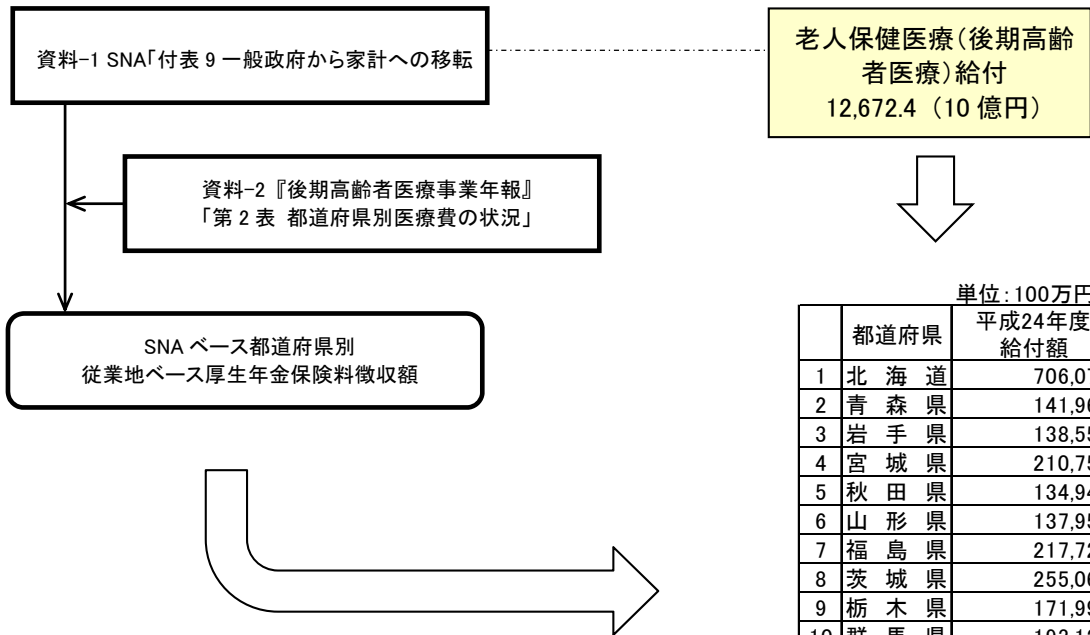
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の(3)後期高齢者医療の「合計」
- ・資料-2 『後期高齢者医療年報』（厚生労働省）----第 2 表 都道府県別医療費の状況 (1)医療費の状況
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区（老人保健）支払額
- ・資料-4 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----表 11 表 都道府県別医療費の状況（その 6）老人保健負担分

#### ②推計方法

- ・平成 20 年度以降については、資料-1 の額を資料-2 の値で都道府県別に按分することで老人給付負担を算出した。
- ・平成 19 年度以前は従来どおり算出した基金負担分、国保負担分に分けて推計した額を合算した。

③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成24年度 給付額
1	北海道	706,074
2	青森県	141,968
3	岩手県	138,555
4	宮城県	210,752
5	秋田県	134,948
6	山形県	137,950
7	福島県	217,722
8	茨城県	255,063
9	栃木県	171,993
10	群馬県	193,120
11	埼玉県	501,467
12	千葉県	436,986
13	東京都	1,061,940
14	神奈川県	663,243
15	新潟県	237,918
16	富山県	126,625
17	石川県	135,500
18	福井県	93,301
19	山梨県	87,932
20	長野県	233,276
21	岐阜県	202,747
22	静岡県	331,836
23	愛知県	631,929
24	三重県	174,923
25	滋賀県	125,050
26	京都府	278,554
27	大阪府	866,137
28	兵庫県	574,647
29	奈良県	138,714
30	和歌山県	123,231
31	鳥取県	71,222
32	島根県	98,379
33	岡山県	228,621
34	広島県	349,950
35	山口県	207,346
36	徳島県	106,472
37	香川県	123,625
38	愛媛県	179,799
39	高知県	123,990
40	福岡県	628,355
41	佐賀県	112,622
42	長崎県	200,414
43	熊本県	246,476
44	大分県	162,821
45	宮崎県	136,433
46	鹿児島県	245,419
47	沖縄県	116,352
	合計	12,672,397

## 2.2.1 1 介護

### (1)負担

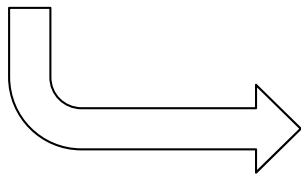
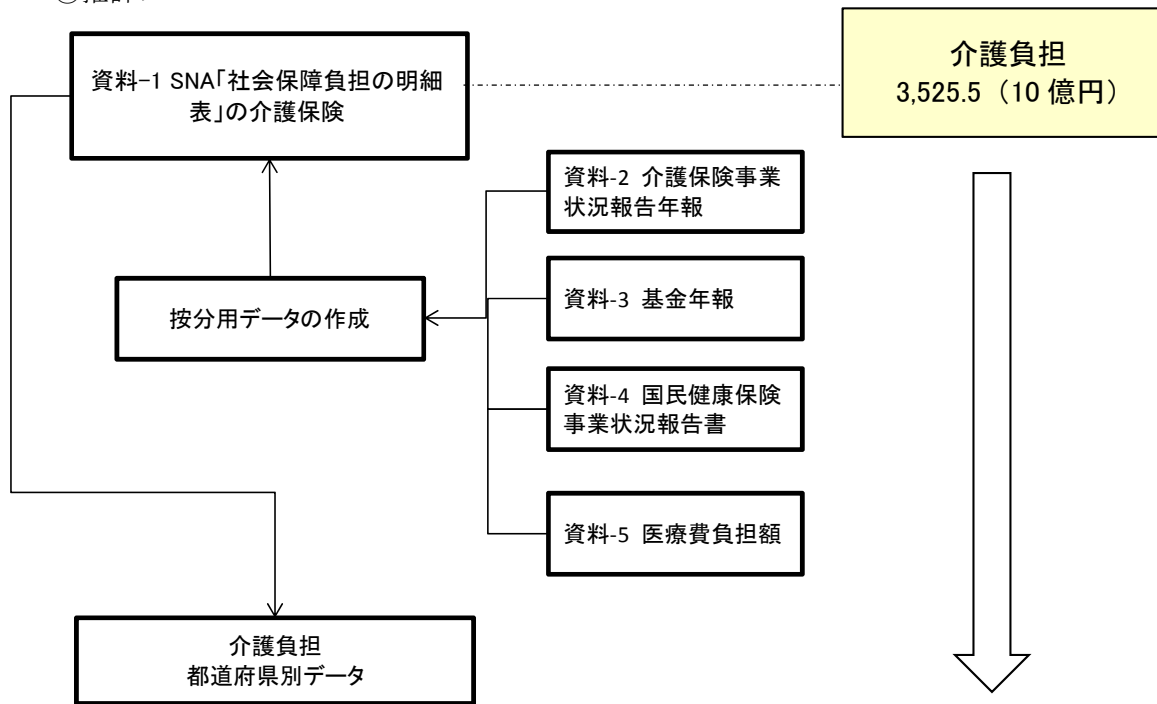
#### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----第 13 表 都道府県別保険料収納額 収納額累計（第 1 号被保険者負担額）
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況（第 2 号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』（厚生労働省）----B 表 介護納付金（第 2 号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-5 『医療費負担額』（本調査）

#### ②推計方法

- ・ 資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第 1 号被保険者負担額（資料-2）と第 2 号被保険者負担額（資料-3、資料-4）から構成されており、さらに第 2 号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・ 資料-2 より第 1 号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4 より第 2 号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第 1 号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1 のコントロール・トータルには一致しない。また、都道府県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5 により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1 のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成24年度 負担額		都道府県	平成24年度 負担額
1	北海道	135,979	25	滋賀県	33,364
2	青森県	35,633	26	京都府	70,196
3	岩手県	32,367	27	大阪府	261,131
4	宮城県	53,662	28	兵庫県	139,672
5	秋田県	29,492	29	奈良県	31,771
6	山形県	31,359	30	和歌山県	27,059
7	福島県	45,563	31	鳥取県	16,162
8	茨城県	69,631	32	島根県	20,565
9	栃木県	49,219	33	岡山県	53,260
10	群馬県	51,907	34	広島県	81,657
11	埼玉県	156,751	35	山口県	41,023
12	千葉県	132,673	36	徳島県	20,953
13	東京都	583,621	37	香川県	28,018
14	神奈川県	214,989	38	愛媛県	38,778
15	新潟県	69,055	39	高知県	20,165
16	富山県	34,170	40	福岡県	127,175
17	石川県	33,597	41	佐賀県	22,292
18	福井県	22,602	42	長崎県	37,402
19	山梨県	22,378	43	熊本県	46,488
20	長野県	59,432	44	大分県	31,922
21	岐阜県	54,447	45	宮崎県	29,896
22	静岡県	104,455	46	鹿児島県	41,582
23	愛知県	202,437	47	沖縄県	29,611
24	三重県	49,942		合計	3,525,503



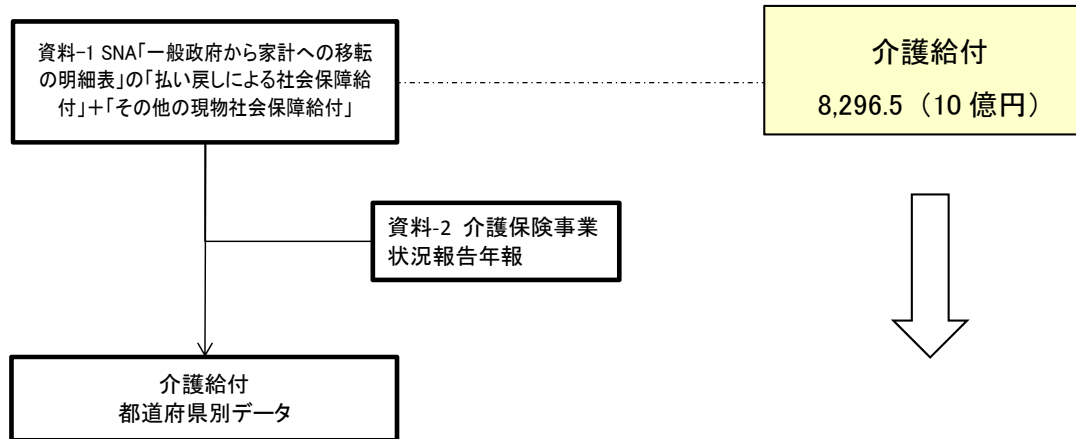
## (2)給付

### ①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）---5.付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）のうち介護保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）---第12表 都道府県別保険給付支払額（その2）合計 支払済額累計

### ②推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する



単位：100万円

	都道府県	平成24年度 給付額		都道府県	平成24年度 給付額
1	北海道	367,299	25	滋賀県	79,735
2	青森県	118,706	26	京都府	181,013
3	岩手県	105,425	27	大阪府	565,353
4	宮城県	148,006	28	兵庫県	361,605
5	秋田県	105,435	29	奈良県	87,824
6	山形県	96,682	30	和歌山県	90,203
7	福島県	142,640	31	鳥取県	52,376
8	茨城県	168,075	32	島根県	69,656
9	栃木県	112,715	33	岡山県	152,035
10	群馬県	135,130	34	広島県	210,454
11	埼玉県	331,491	35	山口県	115,623
12	千葉県	306,317	36	徳島県	70,293
13	東京都	724,764	37	香川県	78,900
14	神奈川県	473,568	38	愛媛県	125,154
15	新潟県	201,707	39	高知県	67,531
16	富山県	90,644	40	福岡県	336,390
17	石川県	89,170	41	佐賀県	66,127
18	福井県	62,914	42	長崎県	121,165
19	山梨県	60,703	43	熊本県	146,588
20	長野県	169,395	44	大分県	98,191
21	岐阜県	135,601	45	宮崎県	90,187
22	静岡県	240,610	46	鹿児島県	143,417
23	愛知県	381,723	47	沖縄県	85,119
24	三重県	132,841		合計	8,296,500

## 2.3.税金部門

### 2.3.1 所得税

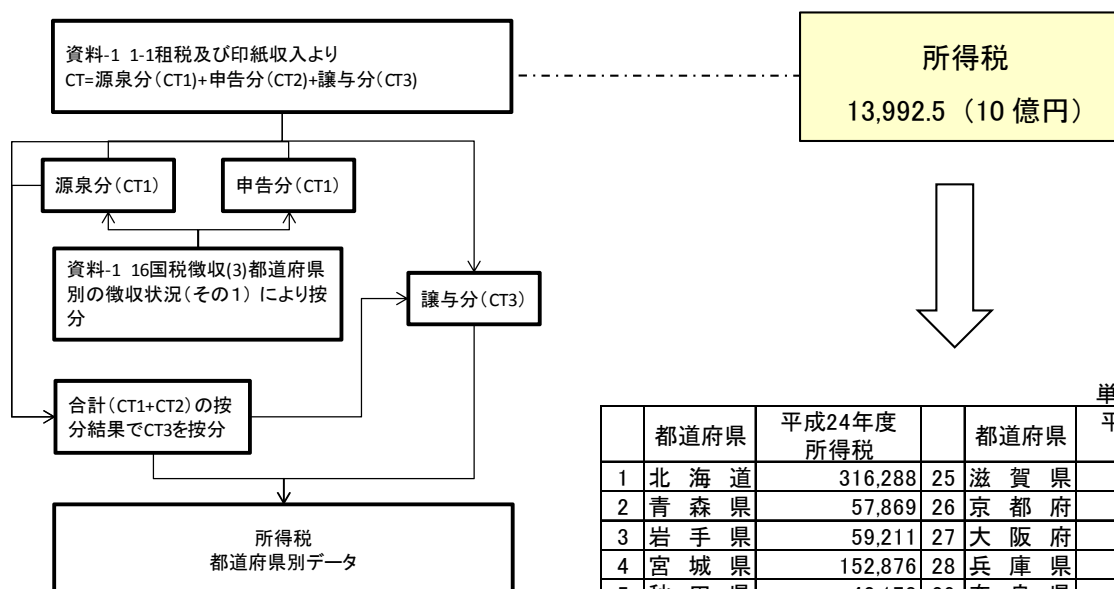
#### ①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

#### ②推計方法

- 所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1の1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1の16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分（平成24年度以降は復興特別所得税を含む）の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与税）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

#### ③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成24年度 所得税		都道府県	平成24年度 所得税
1	北海道	316,288	25	滋賀県	74,804
2	青森県	57,869	26	京都府	223,393
3	岩手県	59,211	27	大阪府	1,214,478
4	宮城県	152,876	28	兵庫県	404,737
5	秋田県	42,178	29	奈良県	70,665
6	山形県	54,909	30	和歌山県	54,533
7	福島県	102,591	31	鳥取県	24,822
8	茨城県	170,930	32	島根県	34,123
9	栃木県	129,929	33	岡山県	118,355
10	群馬県	125,693	34	広島県	212,334
11	埼玉県	441,371	35	山口県	90,803
12	千葉県	360,698	36	徳島県	44,923
13	東京都	5,768,188	37	香川県	64,364
14	神奈川県	754,166	38	愛媛県	83,488
15	新潟県	124,027	39	高知県	37,842
16	富山県	75,039	40	福岡県	356,097
17	石川県	76,363	41	佐賀県	39,243
18	福井県	50,153	42	長崎県	68,413
19	山梨県	51,088	43	熊本県	95,032
20	長野県	121,002	44	大分県	56,001
21	岐阜県	131,443	45	宮崎県	59,874
22	静岡県	284,889	46	鹿児島県	79,339
23	愛知県	852,119	47	沖縄県	71,519
24	三重県	110,284		合計	13,992,486

注：CT はコントロール・トータルの略表記（以下、同様）

## 2.3.2 法人税

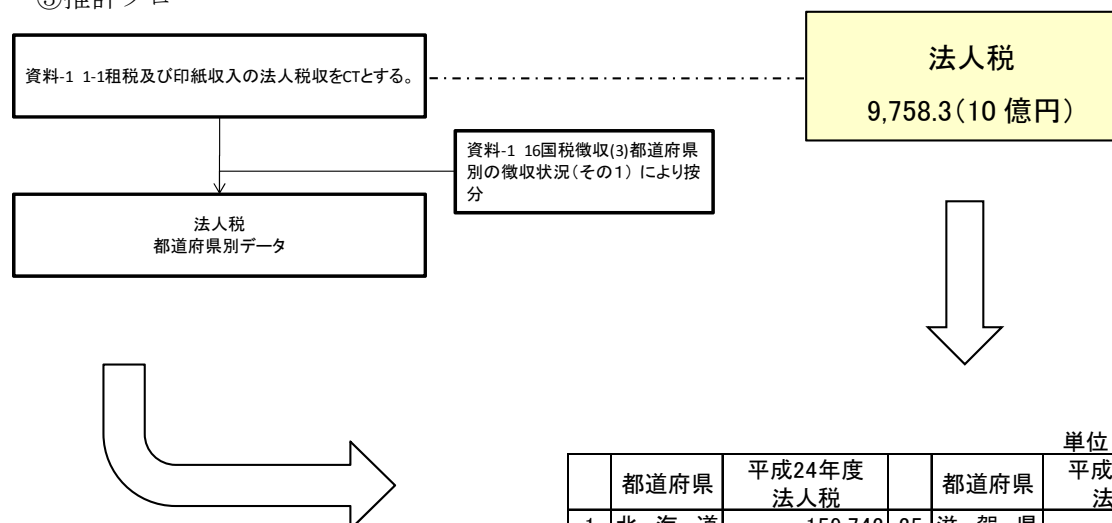
### ①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

### ②推計方法

- ・法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税（平成 24 年度以降は復興特別法人税を含む）の都道府県別データにより按分する。

### ③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成24年度 法人税		都道府県	平成24年度 法人税
1	北海道	159,742	25	滋賀県	36,689
2	青森県	26,429	26	京都府	136,909
3	岩手県	33,324	27	大阪府	1,010,858
4	宮城県	92,202	28	兵庫県	220,664
5	秋田県	16,632	29	奈良県	21,402
6	山形県	27,870	30	和歌山県	23,345
7	福島県	70,514	31	鳥取県	10,247
8	茨城県	83,523	32	島根県	16,412
9	栃木県	48,957	33	岡山県	79,856
10	群馬県	82,221	34	広島県	143,481
11	埼玉県	190,867	35	山口県	73,017
12	千葉県	182,777	36	徳島県	27,046
13	東京都	4,860,712	37	香川県	40,864
14	神奈川県	304,330	38	愛媛県	75,534
15	新潟県	84,343	39	高知県	13,718
16	富山県	46,588	40	福岡県	204,738
17	石川県	42,672	41	佐賀県	22,843
18	福井県	30,661	42	長崎県	33,649
19	山梨県	53,611	43	熊本県	38,611
20	長野県	60,860	44	大分県	33,935
21	岐阜県	79,460	45	宮崎県	20,124
22	静岡県	157,379	46	鹿児島県	37,390
23	愛知県	610,322	47	沖縄県	40,824
24	三重県	50,155		合計	9,758,307

### 2.3.3 消費税

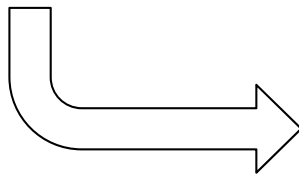
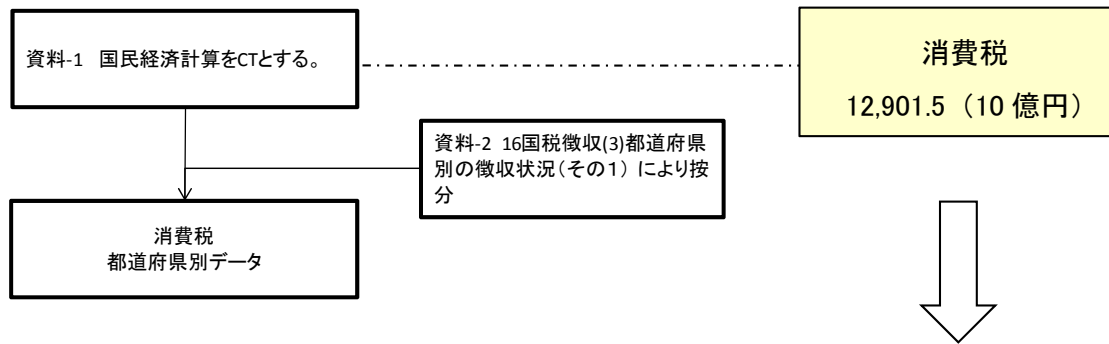
#### ①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府） ---5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定  
(1)生産物に課される税 a. 付加価値型税(VAT)の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁） ----16 国税徴収(3)都道府県別の消費税  
の徴収状況（その1）

#### ②推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の消費税の都道府県別データにより按分する。

#### ③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成24年度 消費税	都道府県	平成24年度 消費税	
1	北海道	323,059	25	滋賀県	70,012
2	青森県	70,828	26	京都府	206,176
3	岩手県	64,866	27	大阪府	1,182,739
4	宮城県	153,599	28	兵庫県	366,784
5	秋田県	44,917	29	奈良県	50,838
6	山形県	64,756	30	和歌山県	49,370
7	福島県	109,842	31	鳥取県	26,130
8	茨城県	160,935	32	島根県	36,260
9	栃木県	109,153	33	岡山県	125,550
10	群馬県	133,431	34	広島県	223,786
11	埼玉県	355,920	35	山口県	85,580
12	千葉県	294,646	36	徳島県	38,100
13	東京都	5,065,470	37	香川県	70,316
14	神奈川県	581,574	38	愛媛県	93,890
15	新潟県	156,896	39	高知県	36,051
16	富山県	93,056	40	福岡県	356,634
17	石川県	84,427	41	佐賀県	41,137
18	福井県	59,801	42	長崎県	63,971
19	山梨県	46,065	43	熊本県	87,845
20	長野県	130,726	44	大分県	63,389
21	岐阜県	140,577	45	宮崎県	50,241
22	静岡県	255,332	46	鹿児島県	81,453
23	愛知県	822,276	47	沖縄県	64,617
24	三重県	108,484		合計	12,901,505

### 2.3.4 自動車重量税

#### ①使用データ

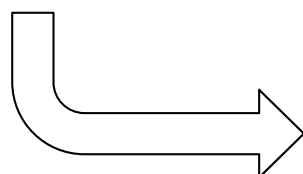
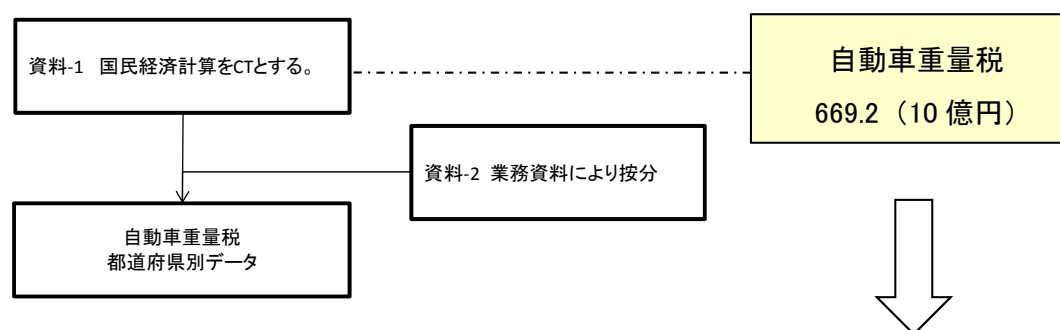
- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）---5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定  
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）

- 資料-2 『業務資料』（国土交通省）--国土交通省から提供を受けたもの

#### ②推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値を 2 倍したものとする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

#### ③推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成24年度 自動車重量税		都道府県	平成24年度 自動車重量税
1	北海道	39,506	25	滋賀県	5,445
2	青森県	7,998	26	京都府	12,820
3	岩手県	7,066	27	大阪府	35,727
4	宮城県	16,795	28	兵庫県	27,881
5	秋田県	5,808	29	奈良県	5,560
6	山形県	6,686	30	和歌山県	4,998
7	福島県	14,688	31	鳥取県	3,352
8	茨城県	18,412	32	島根県	4,335
9	栃木県	15,057	33	岡山県	11,230
10	群馬県	14,142	34	広島県	16,138
11	埼玉県	42,363	35	山口県	8,671
12	千葉県	38,480	36	徳島県	3,689
13	東京都	55,933	37	香川県	5,673
14	神奈川県	30,662	38	愛媛県	5,794
15	新潟県	15,786	39	高知県	3,323
16	富山県	8,939	40	福岡県	24,672
17	石川県	8,570	41	佐賀県	3,477
18	福井県	5,284	42	長崎県	5,450
19	山梨県	4,282	43	熊本県	8,679
20	長野県	12,025	44	大分県	6,443
21	岐阜県	11,484	45	宮崎県	6,706
22	静岡県	20,690	46	鹿児島県	6,608
23	愛知県	37,887	47	沖縄県	4,052
24	三重県	9,936		合計	669,202

## 2.3.5 輸入関税

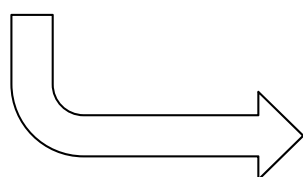
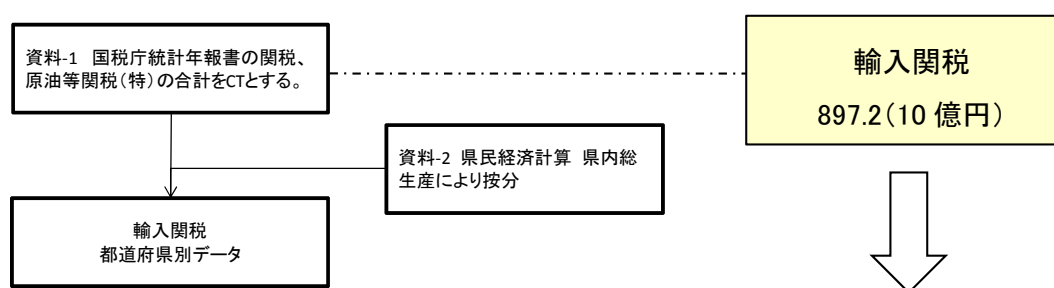
### ①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- ・資料-2 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

### ②推計方法

- ・ 輸入関得税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の関税、原油等関税(特)の合計値とする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する（適切な按分資料がないため）。

### ③推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成24年度 輸入関税		都道府県	平成23年度 輸入関税
1	北海道	31,693	25	滋賀県	10,648
2	青森県	7,849	26	京都府	18,136
3	岩手県	7,683	27	大阪府	61,729
4	宮城県	14,907	28	兵庫県	33,676
5	秋田県	6,411	29	奈良県	6,517
6	山形県	7,069	30	和歌山県	6,338
7	福島県	12,133	31	鳥取県	3,218
8	茨城県	20,612	32	島根県	4,020
9	栃木県	13,815	33	岡山県	12,948
10	群馬県	13,844	34	広島県	19,644
11	埼玉県	38,293	35	山口県	9,975
12	千葉県	36,417	36	徳島県	4,994
13	東京都	164,552	37	香川県	6,614
14	神奈川県	56,780	38	愛媛県	8,459
15	新潟県	15,464	39	高知県	3,907
16	富山県	7,920	40	福岡県	31,652
17	石川県	7,828	41	佐賀県	4,629
18	福井県	5,436	42	長崎県	8,046
19	山梨県	5,533	43	熊本県	10,147
20	長野県	14,144	44	大分県	7,425
21	岐阜県	12,276	45	宮崎県	6,378
22	静岡県	27,811	46	鹿児島県	9,691
23	愛知県	60,371	47	沖縄県	6,945
24	三重県	12,654		合計	897,231

## 2.3.6 その他（税金）

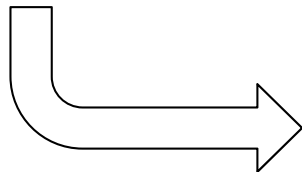
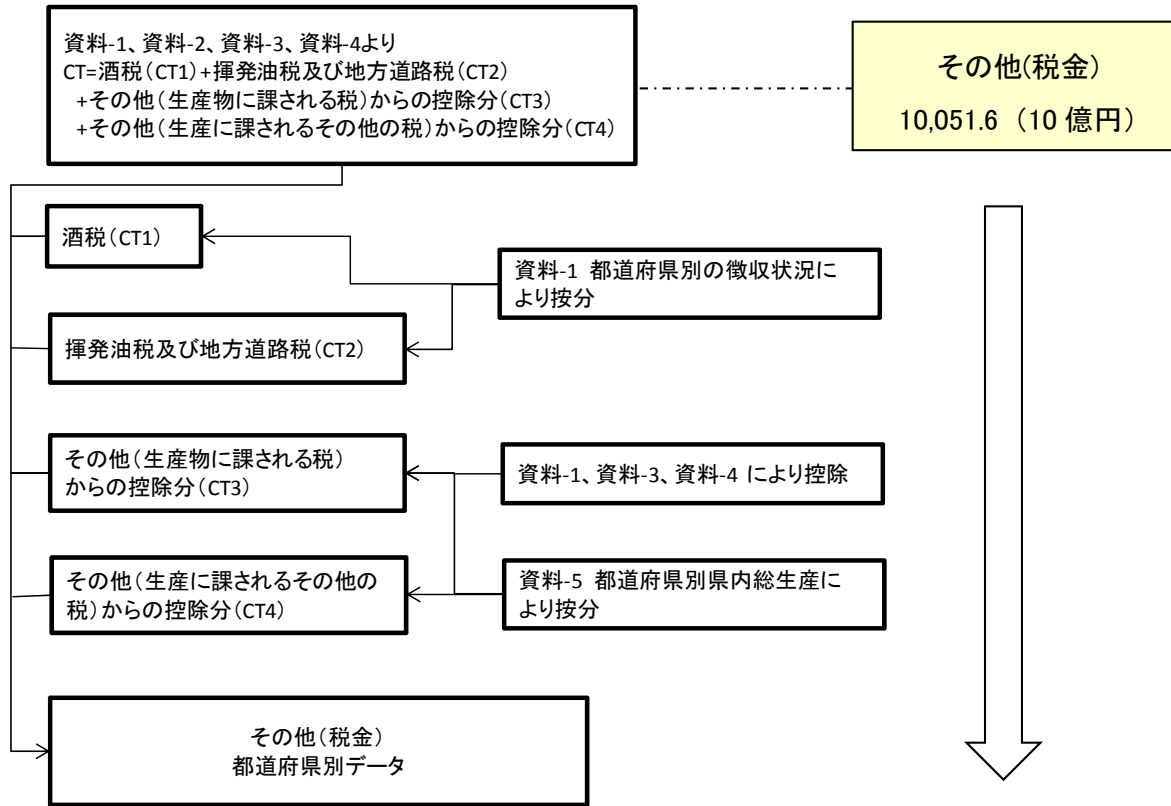
### ①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）---1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金 (3) 都道府県別の徴収状況（その2）収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）---「付表6. 一般政府の部門別勘定」(1)生産物に課される税（中央政府）と a. 付加価値型税(VAT)（地方政府分）の合計値、(2)生産に課されるその他の税（中央政府）
- ・資料-3 『決算書』（財務省）---日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税（電源立地勘定）、電源開発促進税（電源利用化勘定）、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、（本調査）
- ・資料-5 『県民経済計算』（内閣府）---都道府県別県内総生産（実質固定）

### ②推計方法

- ・ その他（税金）は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他（生産物に課される税）からの控除分、その他（生産に課されるその他の税）からの控除分、の4つの部分から構成される。ただし、上記の4つ以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める税金についても扱い、これは東京都分として加算する。
- ・ 酒税は、資料-1 の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1 の徴収状況により按分する。
- ・ 揮発油税及び地方道路税は、資料-1 の揮発油税、地方道路税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1 の徴収状況により按分する。
- ・ その他（生産物に課される税）の控除分は、資料-2 の生産物に課される税（中央政府）と付加価値型税（VAT）（地方政府分）の合計値から資料-1 酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3 の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金、資料-4 の諸税、輸入関税分を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5 の県内総生産で按分する。
- ・ その他（生産に課されるその他の税）の控除分は、資料-2 の生産に課されるその他の税（中央政府）から資料-4 の自動車重量税の 1/2、資料-3 の電源開発促進税（電源立地勘定）及び電源開発促進税（電源利用化勘定）を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5 の県内総生産で按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成24年度 その他(税金)		都道府県	平成24年度 その他(税金)
1	北海道	372,332	25	滋賀県	75,437
2	青森県	74,666	26	京都府	152,205
3	岩手県	41,697	27	大阪府	720,427
4	宮城県	216,495	28	兵庫県	263,710
5	秋田県	56,900	29	奈良県	34,867
6	山形県	45,998	30	和歌山県	141,822
7	福島県	99,868	31	鳥取県	17,195
8	茨城県	343,615	32	島根県	21,521
9	栃木県	99,784	33	岡山県	243,873
10	群馬県	118,788	34	広島県	107,591
11	埼玉県	207,973	35	山口県	288,173
12	千葉県	669,279	36	徳島県	26,947
13	東京都	1,968,202	37	香川県	134,126
14	神奈川県	989,797	38	愛媛県	146,076
15	新潟県	127,208	39	高知県	21,619
16	富山県	60,514	40	福岡県	275,308
17	石川県	42,208	41	佐賀県	30,858
18	福井県	29,016	42	長崎県	43,312
19	山梨県	32,595	43	熊本県	67,559
20	長野県	78,080	44	大分県	147,897
21	岐阜県	65,965	45	宮崎県	66,508
22	静岡県	180,243	46	鹿児島県	87,326
23	愛知県	610,487	47	沖縄県	83,925
24	三重県	321,631		合計	10,051,623



## 2.3.7 個人住民税

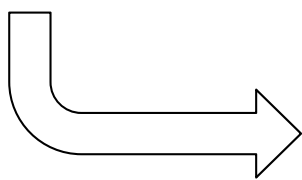
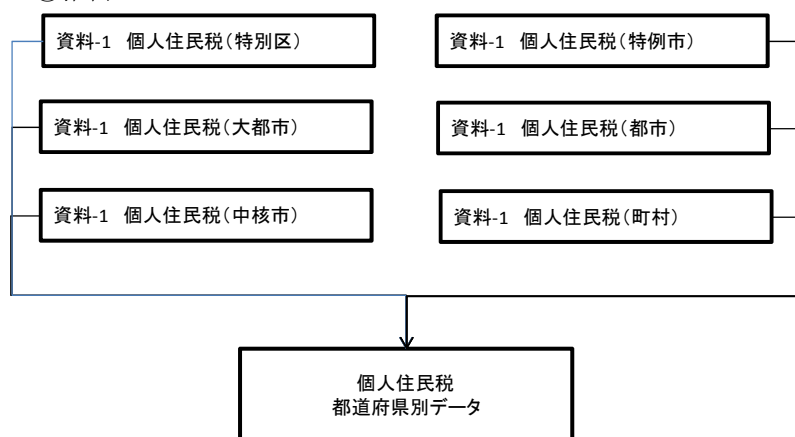
### ①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-2表 団体別・税目別地方税徴収実績 二市町村税 1 普通税（イ）所得割 特別区 収入額、2-6-4表 大都市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-5表 中核市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-6表 特例市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-7表 都市税目別徴収実績（都道府県別）(1)市民税（ロ）所得割、2-6-8表 町村税目別徴収実績（都道府県別）(1)市民税（ロ）所得割

### ②推計方法

- 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

### ③推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成24年度 個人住民税		都道府県	平成24年度 個人住民税
1	北海道	381,745	25	滋賀県	121,508
2	青森県	76,249	26	京都府	248,908
3	岩手県	74,743	27	大阪府	736,872
4	宮城県	157,536	28	兵庫県	514,163
5	秋田県	59,193	29	奈良県	120,990
6	山形県	70,903	30	和歌山県	68,526
7	福島県	123,242	31	鳥取県	36,504
8	茨城県	243,110	32	島根県	45,865
9	栃木県	161,549	33	岡山県	144,903
10	群馬県	154,435	34	広島県	240,984
11	埼玉県	699,976	35	山口県	107,804
12	千葉県	629,452	36	徳島県	54,027
13	東京都	1,909,438	37	香川県	78,944
14	神奈川県	1,073,438	38	愛媛県	93,912
15	新潟県	162,571	39	高知県	47,331
16	富山県	88,685	40	福岡県	387,022
17	石川県	92,089	41	佐賀県	52,794
18	福井県	63,677	42	長崎県	87,720
19	山梨県	65,251	43	熊本県	111,635
20	長野県	159,310	44	大分県	76,407
21	岐阜県	164,542	45	宮崎県	64,801
22	静岡県	335,386	46	鹿児島県	98,296
23	愛知県	760,492	47	沖縄県	75,302
24	三重県	156,891		合計	11,479,121

## 2.3.8 法人住民税

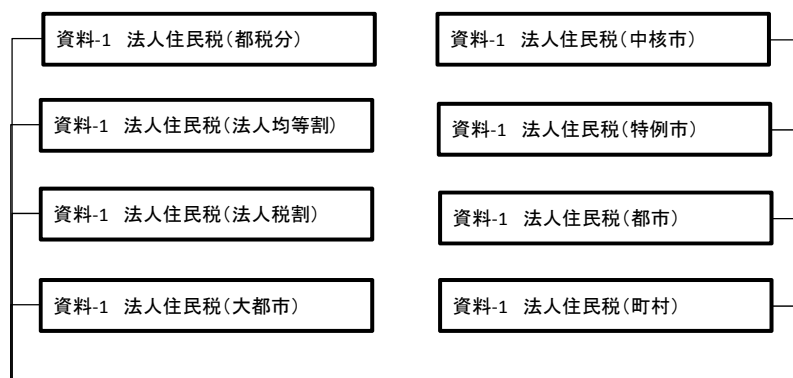
### ①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省） ---2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績の法人均等割及び法人税割の都税分、2-6-3 表都道府県別・税目別徴収実績 (1)道府県民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-4 表大都市別・税目別徴収実績(1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績 (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-6 表特例市別・税目別徴収実績 (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び 2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)(1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割

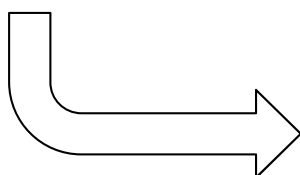
### ②推計方法

- 法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

### ③推計フロー



法人住民税  
都道府県別データ



単位:100万円

	都道府県	平成24年度 法人住民税		都道府県	平成24年度 法人住民税
1	北海道	80,573	25	滋賀県	26,907
2	青森県	15,906	26	京都府	53,408
3	岩手県	21,378	27	大阪府	255,478
4	宮城県	56,086	28	兵庫県	97,338
5	秋田県	12,768	29	奈良県	14,036
6	山形県	16,790	30	和歌山県	13,259
7	福島県	33,739	31	鳥取県	7,627
8	茨城県	60,181	32	島根県	9,677
9	栃木県	40,692	33	岡山県	34,203
10	群馬県	39,306	34	広島県	60,142
11	埼玉県	114,869	35	山口県	25,250
12	千葉県	97,697	36	徳島県	16,120
13	東京都	822,198	37	香川県	24,259
14	神奈川県	169,834	38	愛媛県	25,894
15	新潟県	42,663	39	高知県	8,013
16	富山県	20,999	40	福岡県	100,161
17	石川県	23,743	41	佐賀県	12,246
18	福井県	16,312	42	長崎県	17,470
19	山梨県	19,145	43	熊本県	25,037
20	長野県	33,979	44	大分県	17,003
21	岐阜県	34,897	45	宮崎県	13,079
22	静岡県	71,830	46	鹿児島県	20,516
23	愛知県	190,919	47	沖縄県	15,490
24	三重県	31,560		合計	2,960,677

### 2.3.9 その他の経常税（非法人）

#### ① 使用データ

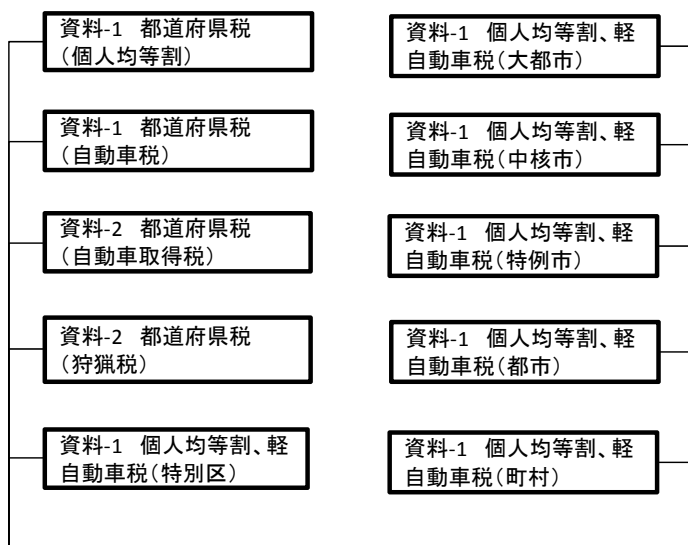
- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 (1)道府県民税（イ）個人均等割 8.自動車税、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税

- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）---都道府県ごとの自動車登録税、狩猟税

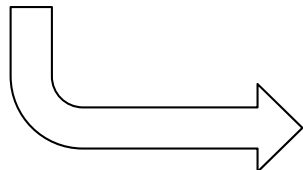
#### ②推計方法

- その他の経常税（非法人）は、その他の経常税＝道府県民税（個人均等割）+市町村民税（個人均等割）+自動車税の1/2+自動車取得税の1/2+軽自動車税の1/2+狩猟税である。資料-1のデータを積み上げる。

#### ③推計フロー



その他の経常税  
都道府県別データ



単位：100万円

	都道府県	平成24年度 その他の 経常税		都道府県	平成24年度 その他の 経常税
1	北海道	57,682	25	滋賀県	15,019
2	青森県	13,539	26	京都府	21,698
3	岩手県	14,542	27	大阪府	64,657
4	宮城県	25,138	28	兵庫県	51,146
5	秋田県	11,706	29	奈良県	12,813
6	山形県	13,362	30	和歌山県	9,738
7	福島県	23,578	31	鳥取県	6,021
8	茨城県	38,278	32	島根県	7,203
9	栃木県	26,271	33	岡山県	20,854
10	群馬県	25,616	34	広島県	27,900
11	埼玉県	67,566	35	山口県	15,012
12	千葉県	57,250	36	徳島県	8,117
13	東京都	94,648	37	香川県	10,528
14	神奈川県	78,711	38	愛媛県	13,512
15	新潟県	25,906	39	高知県	7,027
16	富山県	13,387	40	福岡県	48,140
17	石川県	13,669	41	佐賀県	8,493
18	福井県	9,422	42	長崎県	11,601
19	山梨県	10,341	43	熊本県	17,001
20	長野県	26,153	44	大分県	11,765
21	岐阜県	25,744	45	宮崎県	11,023
22	静岡県	44,009	46	鹿児島県	15,404
23	愛知県	88,186	47	沖縄県	10,771
24	三重県	21,701		合計	1,251,848

## 2.3.10 生産物に課される税（その他）

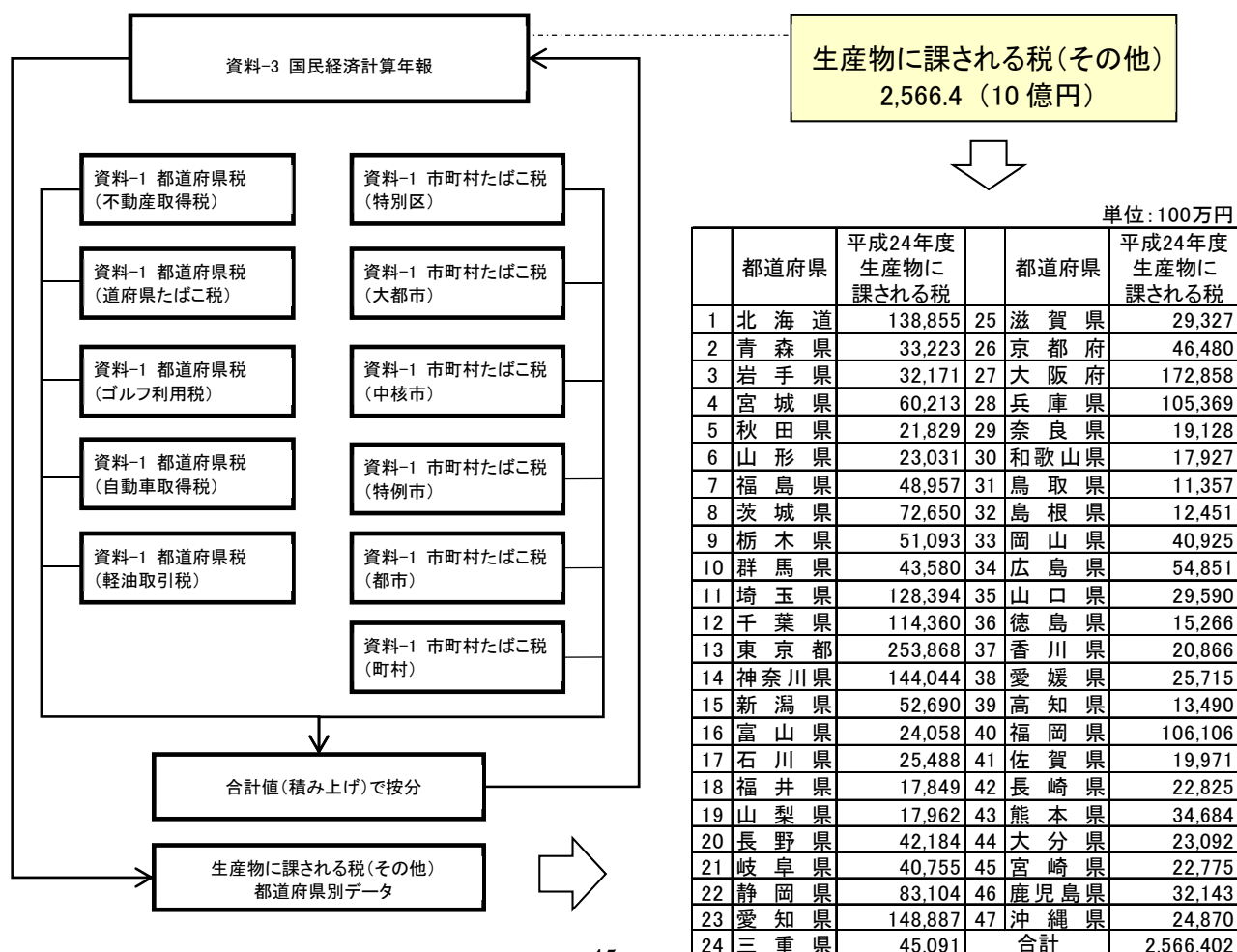
### ①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 (4)不動産取得税 (5)道府県たばこ税 (6)ゴルフ場利用、1.総括 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）---都道府県ごとの自動車取得税、軽油取引税
- 資料-3 『国民経済計算』（内閣府）---付表 6 の 6.一般政府の部門別勘定(1)生産物に課される税 c.その他「地方政府」の値

### ②推計方法

- 生産物に課される税（その他）は、生産に課される税（その他）＝道府県民税（不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税+軽油取引税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3 の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

### ③推計フロー



## 2.3.11 生産に課されるその他の税

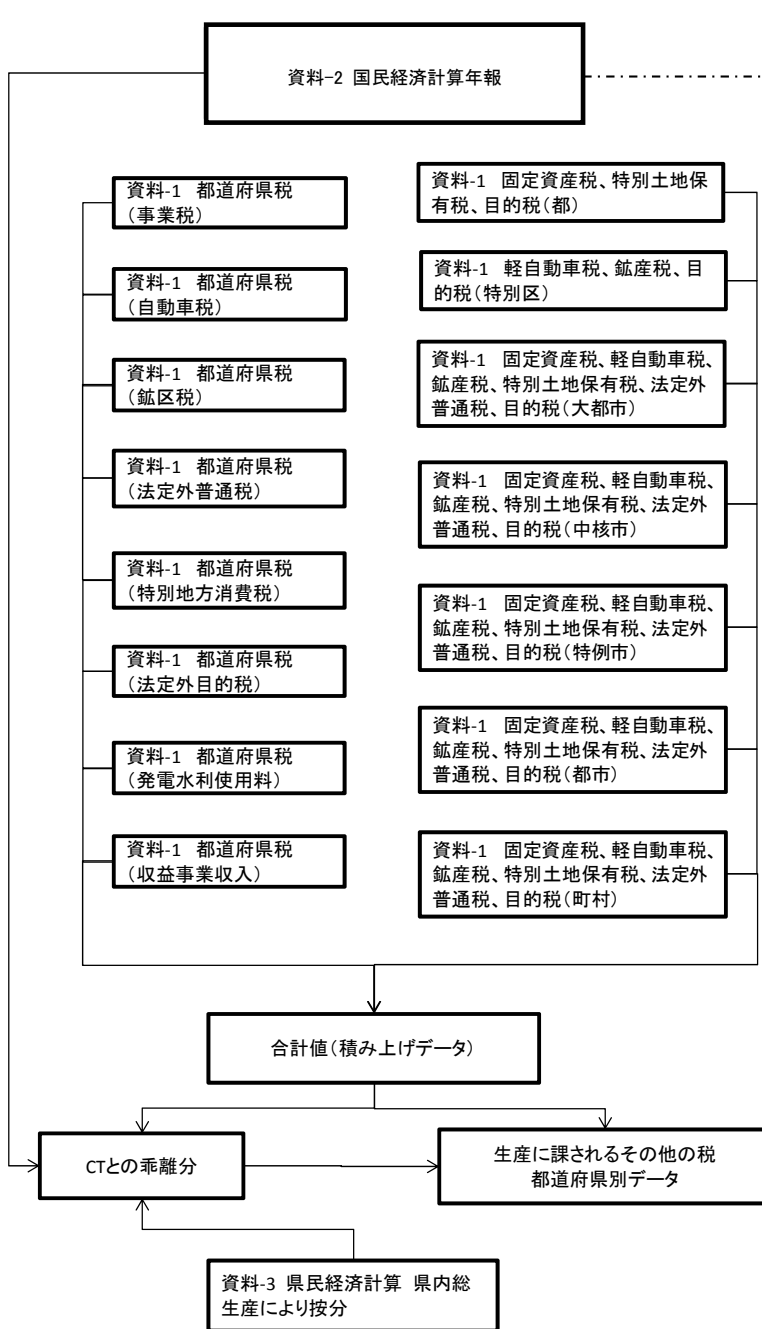
### ①使用データ

- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より 事業税, 自動車税, 鉱区税, 法定外普通税, 特別地方消費税, 法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より 発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より 収益事業収入、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より 都の固定資産税, 特別土地保有税, 目的税, 軽自動車税(特別区), 鉱産税(特別区), 目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉱産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉱産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉱産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別) 2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より 固定資産税, 軽自動車税, 鉱産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』（内閣府）---- 付表 6 の 6.一般政府の部門別勘定(1)生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）---- 『県民経済計算』（内閣府）---- 都道府県別県内総生産（実質固定）

### ②推計方法

- ・ 生産に課される税（その他）は、生産に課されるその他の税＝都道府県税（事業税+自動車税の 1/2+鉱区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入）+市町村税（固定資産税+軽自動車税の 1/2+鉱産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- ・ 資料-2 の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3 で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

③推計フロー



生産に課されるその他の税  
14,003.8 (10 億円)



単位:100万円

	都道府県	平成24年度 生産に課される その他の税
1	北海道	459,704
2	青森県	119,806
3	岩手県	99,154
4	宮城県	219,532
5	秋田県	77,544
6	山形県	93,023
7	福島県	181,999
8	茨城県	293,355
9	栃木県	214,162
10	群馬県	207,625
11	埼玉県	662,121
12	千葉県	583,320
13	東京都	2,477,853
14	神奈川県	1,038,787
15	新潟県	234,565
16	富山県	115,988
17	石川県	121,814
18	福井県	100,340
19	山梨県	85,830
20	長野県	205,728
21	岐阜県	205,761
22	静岡県	456,598
23	愛知県	976,386
24	三重県	194,473
25	滋賀県	143,402
26	京都府	299,981
27	大阪府	1,056,005
28	兵庫県	600,611
29	奈良県	99,664
30	和歌山県	86,956
31	鳥取県	44,690
32	島根県	58,020
33	岡山県	194,700
34	広島県	299,753
35	山口県	136,226
36	徳島県	72,341
37	香川県	91,139
38	愛媛県	123,519
39	高知県	54,256
40	福岡県	489,625
41	佐賀県	67,455
42	長崎県	101,555
43	熊本県	135,622
44	大分県	106,922
45	宮崎県	87,726
46	鹿児島県	127,283
47	沖縄県	100,884
	合計	14,003,803

## 2.4 県民経済計算

### (1)2001～2012 年度

#### ①系列名

実質・名目純移出入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

#### ②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----3.県民所得、4.県内総生産（支出側、名目）、5.県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）、6.県民雇用者報酬、12.県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----付表 8.一般政府の機能別最終消費支出（名目）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）----都道府県別社会資本ストック

#### ③推計方法

- ・ 基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・ 純移出入は愛知県のみ数値が名目、実質とも公表されていないため、統計上の不突合を含んだ数値を用いる。
- ・ 固定資本減耗（政府）は、『県民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2 の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3 の都道府県別社会資本ストックで按分する。

系列名	推計資料、推計方法
実質純移出入	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、「財貨・サービスの移出入(純)」。ただし、愛知県は統計上の不突合を含む。
実質 GDP	=都道府県実質 GDP の合計=地域 GDP の合計
実質民間消費	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間最終消費
実質民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間企業設備
実質民間住宅	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間住宅
実質公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、公的総固定資本形成
実質政府消費	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間住宅
実質その他の最終需要	=実質 GDP－実質民間消費－実質民間企業設備－実質民間住宅－実質政府消費－実質公的資本形成－実質純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)

系列名	推計資料、推計方法
名目純移出入	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、「財貨・サービスの移出入(純)」。ただし、愛知県は統計上の不突合を含む。
名目 GDP	= 都道府県名目 GDP の合計 = 地域 GDP の合計
名目民間消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間最終消費
名目民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間企業設備
名目民間住宅	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成
名目公的資本形成(うち一般政府)	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成(うち一般政府)
名目政府消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目その他の最終需要	= 名目 GDP - 名目民間消費 - 名目民間企業設備 - 名目民間住宅 - 名目政府消費 - 名目公的資本形成 - 名目純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)
就業者数	県民経済計算 総括表 12. 県内就業者数
雇用者数	県民経済計算 総括表 13. 県民雇用者数
雇用者報酬	県民経済計算 総括表 6. 県民雇用者報酬
財産所得(家計)	県民経済計算 主要系列表 3. 県民所得
固定資本減耗	CT を国民経済計算 付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出(名目)の固定資本減耗とし、内訳を社会資本ストック(Kg)で按分する

## (2)1980～2000 年度

### ①系列名

都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP (都道府県合計値)、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得(家計)、固定資本減耗(政府)

### ②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』(内閣府) ----平成 8—平成 20 年度(93SNA 平成 12 年基準)
- ・資料-2 『旧基準係数』(内閣府) ----平成 2—平成 15 年度(93SNA 平成 7 年基準)
- ・資料-3 『旧基準係数』(内閣府) ----昭和 50—平成 11 年度(68SNA 平成 2 年基準)

### ③推計方法

- ・ 遡及推計にあたり、まず各系列の 2001-2012 年度(93SNA 平成 17 年基準)、1980-09 年度(93SNA 平成 12 年基準)の実質値、名目値、デフレーター(名目値/実質値)を用意する。
- ・ 93SNA 平成 12 年基準のデータを 93SNA 平成 17 年基準に変換して 1980-2000 年度のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、2001-03 年までの乖離係数(93SNA 平成 17 年基準/93SNA 平成 12 年基準)を算出する。この乖離係数の平均値をとり調整係数と



し、この調整係数に 93SNA 平成 12 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 17 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成した。

なお、平成 12 年基準の県民経済計算について公表されているデータは 1996-2009 年度であり、上記で「1980-09 年度の平成 12 年基準値」としているのは、平成 24 年度の作業において、以下のとおり作業し、過去基準の値をそれぞれ換算して遡及推計した 1980-1995 年度の期間を含んだデータである。

- 遡及推計にあたり、まず各系列の 96-08 年（93SNA 平成 12 年基準）、90-03 年（93SNA 平成 7 年基準）、80-99 年（68SNA 平成 2 年基準）の実質値、名目値、デフレーター（名目値／実質値）を用意する。
- 93SNA 平成 7 年基準のデータを 93SNA 平成 12 年基準に変換して 90-95 年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、96-03 年までの乖離係数（93SNA 平成 12 年基準／93SNA 平成 7 年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に 93SNA 平成 7 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 12 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。
- 68SNA 平成 2 年基準のデータを 93SNA 平成 12 年基準に変換して 80-89 年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、90-99 年までの乖離係数（93SNA 平成 12 年基準／68SNA 平成 2 年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に 68SNA 平成 2 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 12 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。

- なお、平成 22 年以降の県民経済計算では、財貨・サービスの移出、移入の内訳が公表されておらず、収支尻である純移出入のみとなっている。正負どちらの値もとりのる収支尻は上述した方法では遡及して接続ができないことから、今年度作業では純移出入は遡及推計を行っていない。

## 2.5.都道府県別民間資本ストック

### 2.5.1 推計方法

#### (1)本推計の概要

都道府県別民間企業資本ストックは、下記の農林水産業、鉱業、建設業、製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他製造品）、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業について、平成21年度までは、内閣府が作成した都道府県別の民間企業資本ストックを用い、平成22年度以降は、内閣府が公表した「民間企業資本ストック年報」の新設投資額に整合するように都道府県別の新設投資額を過去の新設投資額から各種の関連統計に基づいて延長推計し、これを前年のストックから除却分を控除したものに加算して民間企業資本ストックを計算する。

#### (2)都道府県別民間企業資本ストック推計の枠組み

##### 【民間企業資本ストックの範囲】

本調査で対象とする産業は以下のとおりである。

- ・ 農林水産業
- ・ 鉱業
- ・ 建設業
- ・ 製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属<sup>2</sup>、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他<sup>3</sup>）
- ・ 卸売・小売業
- ・ 金融・保険業
- ・ 不動産業
- ・ 運輸・通信業
- ・ 電気・ガス・水道業
- ・ サービス業

なお、都道府県別合計値が内閣府「民間企業資本ストック」（進捗ベース）の全国値に合うように調整した。

##### 【推計資料】

- ・ 新設投資額の一次推計については、以下のとおり作成した按分指標に基づいて都道府県別値を推計した。
- ・ 平成20年以降、工業統計の産業分類が変更となったため、SNAの産業分類うちの「一般機械」、「精密機械」を合算したものが工業統計の「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」に相当するとみなし、伸び率を計算した。

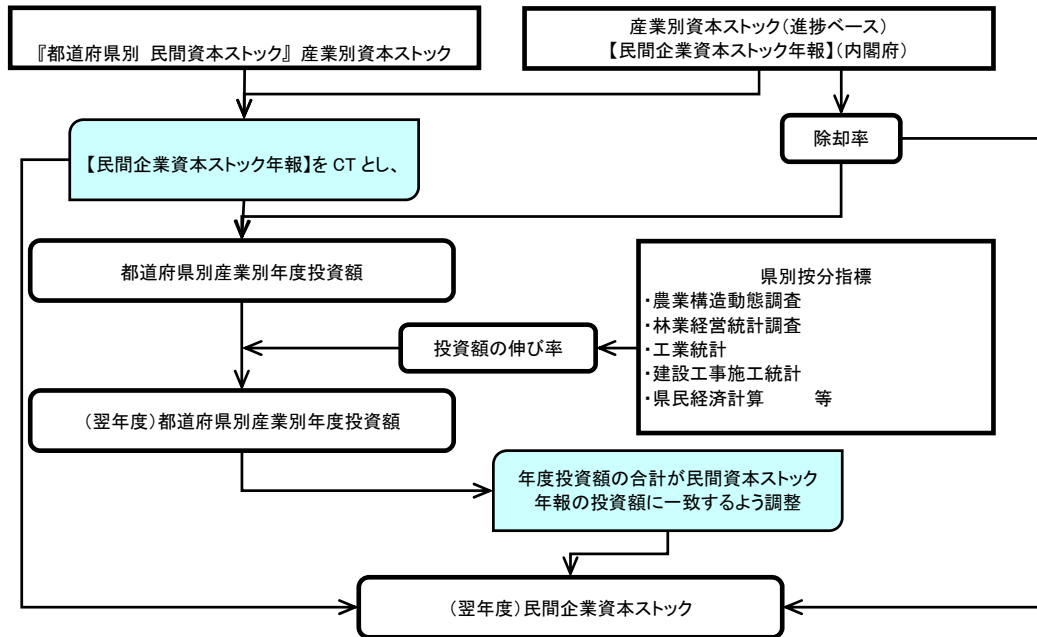
<sup>2</sup> 民間企業資本ストック年報の「鉄鋼」、「非鉄金属」を合算。

<sup>3</sup> 民間企業資本ストック年報の「印刷・出版」、「その他製造業」を合算。

図表2-1 按分指標の計算式と用いる統計資料

	指標計算式	資料名	備考
農業	1 農家当たり固定資本購入(増資)	農業経営統計調査 経営形態別経営統計(個別経営)(農林水産省)	
	×総農家数	農林業センサス(農林水産省)	
林業	1 林家あたり償却資産	林業経営統計調査(農林水産省)	平成20年度調査以降、5年毎となったため、中間年は直線補間(今後、最新年が入りできない間は最終実績と同値として延長)
	×総林家数	農林業センサス(農林水産省)	農林業センサス2015は平成28年2月現在、概数値しか公表されておらず、林家数は集計されていないため、2010年センサスの値のまま固定とする。
水産業 (漁家)	漁家当たり固定資産期首現在高	固定資産期首現在高(漁業経営調査報告(個人経営体調査))(農林水産省)	連続したデータを安定して得ることが困難なため、昨年度同様、全期間1百万円で固定
	×海面漁家数	漁業センサス(農林水産省)	漁船非使用+無動力船+動力10t未満+小型定置
水産業 (企業体)	期首有形固定資産	漁業経営調査報告(会社経営体調査))	
	×海面企業体数	漁業センサス(農林水産省)	動力10t以上+大型定置
水産業 (内水面 養殖業)	漁家当たり固定資産期首現在高	固定資産期首現在高(漁業経営調査報告(個人経営体調査))(農林水産省)	漁船漁業3t未満の平均値を利用
	×内水面漁業経営体数	漁業センサス(農林水産省)	
鉱業	都道府県別鉱業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計(国土交通省)	
製造業	有形固定資産取得額(土地以外のもの)建物及び構築物、機械及び設備、その他の合計額	工業統計(経済産業省)	平成23年は工業統計は実施されず、「平成24年経済センサス-活動調査」の中で把握
卸売・小売業	都道府県別卸売・小売業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
金融・保険業	都道府県別金融・保険業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
不動産業	都道府県別不動産業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
運輸・通信業	都道府県別運輸・通信業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
電気・ガス・水道業	都道府県別電気・ガス・水道業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
サービス業	都道府県別サービス業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	

### (3)推計フロー



### (4)計算式

#### ●当期除却率

除却率は都道府県一律とする。

$$\text{除却率}_{t,i} = 1 - \frac{\text{資本ストック}_{t,i} - \text{投資額}_{t,i}}{\text{資本ストック}_{t-1,i}}$$

#### ●翌年度投資額(平成 22 年度以降)

$$\text{投資額}_{t,i,p} = \text{投資額}_{t,i} (\text{資本ストック年報}) \times \frac{\text{投資額}_{t-1,i,p} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i,p}}{\sum_{\text{都道府県}} \text{投資額}_{t-1,i} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i}}$$

#### ●翌年度資本ストック(平成 22 年度以降)

$$\text{資本ストック}_{t,i,p} = (1 - \text{除却率}_{t,i}) \times \text{資本ストック}_{t-1,i,p} + \text{投資額}_{t,i,p}$$

t: 年度、i: 産業、p: 都道府県

## 2.6. 都道府県別社会資本ストック

### 2.6.1 推計方法の概要

#### (1)本推計の概要

都道府県別社会資本ストックは、下記の「道路」「港湾」「空港」等の国土基盤分野について、まず新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」を用いて都道府県別に按分し、これらのデータを基に分野ごとに資本ストックを計算して推計する。

昨年度調査までの本モデルにおける社会資本ストックの推計では、国土交通省国土計画局の「国土基盤に関する将来展望調査」（平成 17 年度）を更新する形を採っており、平成 15 年度までの再現部については、国土交通省総合政策局総合政策課の平成 16 年度の推計結果と国土交通省国土計画局総合計画局の平成 13 年度及び 14 年度推計のデータ更新したものを、「行政投資実績」の過年度の都道府県別投資比率で、都道府県に按分し、16 年度以降については、国土計画局の推計方針を基に、新たに入手可能なデータについては、入手することにより推計を行っていた。

平成 25 年度以降の本調査では、社会資本ストックの統計として内閣府『日本の社会資本 2012』を基礎として利用しており、1980 年度から 2009 年度までの部門別都道府県別社会資本ストック額は『日本の社会資本 2012』の粗資本ストック額を、2010 年度以降の延長にあたっては、上記の平成 24 年度調査までと同様の方法で推計した部門別、都道府県別のストックデータを 1 次推計とし、1 次推計値の対前年度比を『日本の社会資本 2012』の 2009 年度値に適用することで延伸した。

なお、海岸分野の群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、工業用水分野の奈良県については、社会資本 2012 では極小のストックが計上されており、1 次推計では該当する分野・地域のストックデータがないため、過去 3 年間の平均除却率を算出し、その割合で前年度ストック額が除却されるものとして延伸した。

#### (2)都道府県別社会資本ストック推計の枠組み

##### 【社会資本ストックの範囲】

本調査が対象とする国土基盤分野は以下のとおりである。

- ・ 交通分野（道路、港湾、空港）
- ・ 国土保全分野（治山、治水、海岸）
- ・ 生活分野（都市公園、上水道、下水道、廃棄物処理、住宅）
- ・ 文教分野（社会教育、学校）
- ・ 産業分野（農林漁業、工業用水）

### 【価格評価】

設備投資及び資本ストックは、平成17年基準価格で評価する。

### 【都道府県別公共投資の把握】

都道府県別社会資本ストックは、上記の国土基盤分野について、新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」で都道府県別に按分して得た都道府県データから計算して推計する。

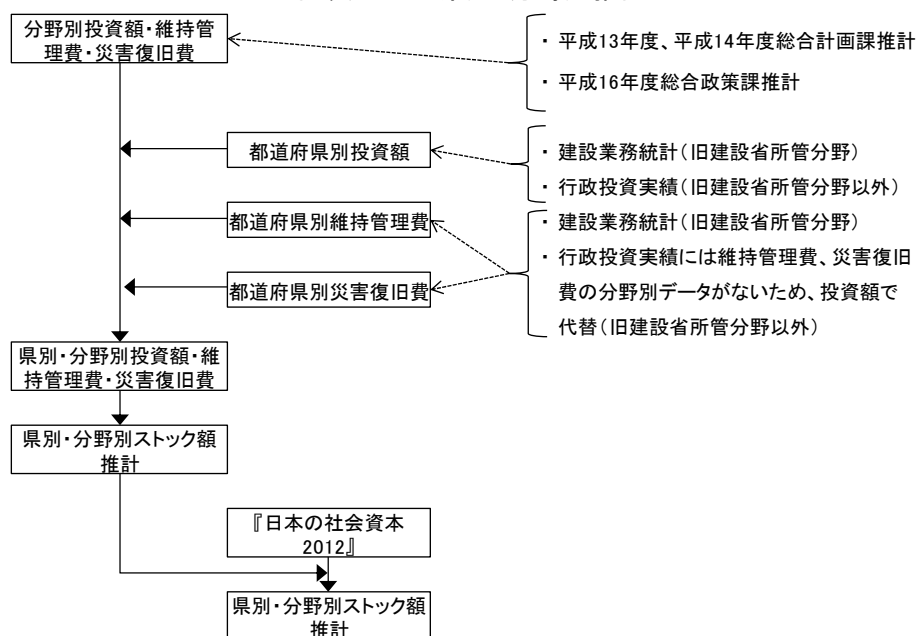
全国値の把握は、後述するように各種統計から行うが、都道府県別への按分は、国土交通省所管分野（港湾・航空を除く）については「建設業務統計」（国土交通省）、それ以外の分野については「行政投資実績」（総務省）の投資額の構成比率を用いる。

なお、「行政投資実績」（総務省）からは、公共部門の設備投資を都道府県別に毎年度横並びで捕捉することができる。しかし、この統計では用地補償費や維持管理費が投資額から分離できない他、たとえば「道路」なら橋梁や舗装等の個別分野に細分化して見るには限界があり、このためこの統計を用いた場合には、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の推計、平成16年度と同総合政策課の推計に比べ精度が落ちることになる。このため、国土交通省所轄分野（港湾・空港を除く）については、「建設業務統計」を採用している。

### (3)推計手順

推計のフローは以下のとおりである。なお、本調査では既存の推計を利用し、データを更新する形で行う。

図表2-2 県別・分野別推計のフロー



#### (4)推計式

推計には以下の各式を用いている。

##### 【新設費の推計式】

$$N_t = L_t - R_t - M_t - B_t$$

$N_t$  : 新設費

$L_t$  : 投資余力

(実績値最終年度(今回推計の場合は2008年度)の維持管理費+新設費+更新費+災害復旧費の合計値)

$R_t$  : 更新費

$M_t$  : 維持管理費

$B_t$  : 災害復旧費

$t$  : データの所属する年度

##### 【更新費の推計式】

$$R_t = N_{t-n} + R_{t-n}$$

$N_{t-n}$  : 耐用年数 ( $n$ )年前の新設費

$R_{t-n}$  : 耐用年数( $n$ )年前の更新費

$t$  : データの所属する年度

$n$  : 耐用年数

##### 【維持管理費の推計式】

各資本分野の当期の該当する維持管理費の合計。ただし、治山は治水のストック額に対する維持管理費の割合を当てはめて推計。また、農林水は新設費に一定割合を乗じて推計(参考資料の分野別推計の方法を参照)。

##### 【災害復旧費の推計式】

各資本分野で、災害復旧費を過去の実績値の平均値で求めている場合と、災害復旧費が小額のため想定していない場合ことがある。各分野の取り扱いについては参考資料の分野別推計の方法を参照のこと。

##### 【ストック額の推計式】

$$K_t = K_{t-1} + N_t + R_t + B_{\frac{t-n}{2}} - (N_{t-n} + R_{t-n} + B_{t-n})$$

$K_t$  : 当年度のストック額

$N_t$  : 当年度の新設費

$R_t$  : 当年度の更新費

$B_{\frac{t-n}{2}}$  : 耐用年数の半分の年数が経過した際に災害復旧が生じたと仮定し、その差分を調整するための項

$N_{t-n}$  : 耐用年数 ( $n$ )年前の新設費

$R_{t-n}$  : 耐用年数( $n$ )年前の更新費

$B_{t-n}$  : 耐用年数 ( $n$ )年前の災害復旧費

$t$  : データの所属する年度

$n$  : 耐用年数

①デフレーター

新設費・更新費・災害普及費の実質化に用いるデフレーターの推計方法は、基本的に「日本の社会資本」に掲載されている手法に準じて行っている。なお、2009年度までは内閣府発行の「日本の社会資本2012」のデフレーターを用いており、2010年度以降については、本調査で算定した部門別デフレーターの変化率を用いて、延長を行っている。

本調査でデフレーターを算定するにあたっては、延長推計する2010年度以降だけでなく、過去の系列についても一部見直しを行っている。

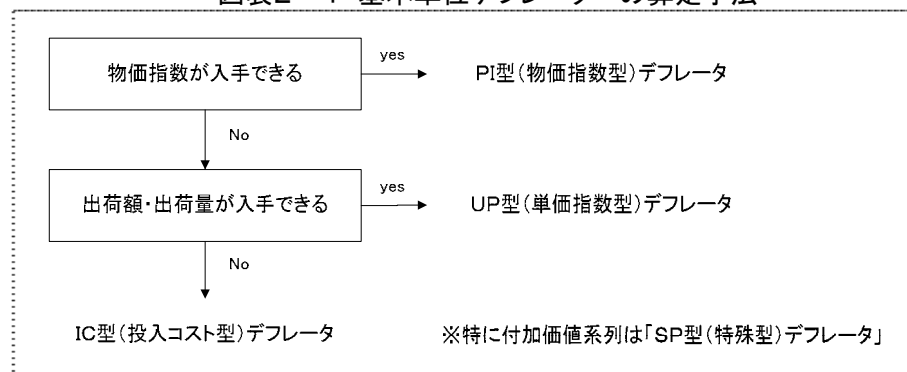
図表2-3 デフレーター算定の流れ



【基本単位デフレーターの算定】

基本単位デフレーターは、その財の特徴や既存物価統計の有無等に応じ、物価指数型（PI型）、単価指数型（UP型）、投入コスト型（IC型）及び特殊型（SP型）の4種類の中のいずれかによって、1次統計資料から算定する。

図表2-4 基本単位デフレーターの算定手法





基本単位デフレーター算定に必要なデータは以下の通りである。

図表2-5 デフレーター推計に用いる1次統計資料

	出典	暦年 公表	年度 公表	備考
農業物価統計（API）	農林水産省統計情報部	◎		平成17暦年=100に換算した上で、当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。
消費者物価指数統計年報（CPI）	総務省統計局	◎	◎	平成22年基準接続指数の年度平均値を利用。平成17年暦年平均=100に換算して利用。
企業物価指数（CGPI） 輸入物価指数 輸出物価指数	日本銀行調査統計局	○	◎	月次データのため、4月～翌年3月までの平均を年度値とする。（税込値） なお、平成17年基準指数のない期間については平成12年基準、平成22年基準指数における変化率を適用して延長。
企業向けサービス価格指数	日本銀行調査統計局	○	◎	月次データのため、4月～翌年3月までの平均を年度値とする。（税込値）。 平成22年基準指数を平成17暦年=100に換算して利用。
東京都区部一般汚水使用料	東京都下水道局広報係	—	—	実績ベース（月次） 4月から翌年3月までの平均。
生産動態統計 機械統計編	経済産業省経済産業政策局	◎	◎	時系列データは年度ベースのデータを適用。平成17年基準変換のために、平成17暦年データを適用。
経済統計年報	日本銀行調査統計局			
国内銀行貸付金利			◎	
1年物定期預金			◎	
全国証券取引売買		◎		当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成
全国手形交換		◎		
工業統計表	経済産業省経済産業政策局	◎		当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。
交通関連統計資料集（旧「陸運統計要覧」等から統合）	国土交通省		◎	当年の3/4と次年の1/4を合成して年度系列を作成。

各算定方法は以下の通りである。

PI型(物価指数型)デフレーター<sup>の算定</sup>…………… 得られたデータをそのまま採用。

UP型(単価指数型)デフレーター<sup>の算定</sup>…………… 出荷量と出荷額から単位量あたりの価格を算定し、指数化。

### IC型(投入コスト型)デフレーター<sup>の算定</sup>

投入コスト型デフレーターは、単位生産当たりの投入コストの変化を当該財の価格の変化とみなすもので、名目生産者価格ベースの産業連関表の投入額をウェイトとして計算する。具体的には、投入額が上位 10 品目以内かつ投入係数が 1%以上の投入要素（中間財、労働サービス、資本サービス）について、下式のように推計する。

【基本パターン】の計算

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

【投入品目に未知のIC型デフレーターを含むパターン】の計算

$$\begin{bmatrix} D_1 \\ D_2 \\ \dots \\ D_n \end{bmatrix} = \left[ I - \begin{bmatrix} b_{1,1} & b_{1,2} & \dots & b_{1,n} \\ b_{2,1} & b_{2,2} & \dots & b_{2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n,1} & b_{n,2} & \dots & b_{n,n} \end{bmatrix} \right]^{-1} \begin{bmatrix} b_{n+1,1} & b_{n+1,2} & \dots & b_{n+1,n} \\ b_{n+2,1} & b_{n+2,2} & \dots & b_{n+2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n+m,1} & b_{n+m,2} & \dots & b_{n+m,n} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} d_1 \\ d_2 \\ \dots \\ d_m \end{bmatrix}$$

ただし、 $b_{i,j} = \frac{a_{i,j}}{\sum_{k=1}^{m+n} a_{k,j}}$

$D_i$ : デフレーター未知である*i*財のデフレーター

$d_i$ : デフレーター既知である*i*財のデフレーター

$a_{ij}$ : *j*部門の*i*財の投入係数

【SP型デフレーターの算定】

図表2-6 SP型デフレーターの算定方法

SP型基本単位デフレーター	算定方法
公的金融（帰属利子）	全国銀行貸付金利、1年物定期預金、国内企業物価指数（旧国内卸売物価指数）
民間金融（帰属利子）	
公的金融（手数料）	全国証券取引売買、全国手形交換、国内企業物価指数（旧国内卸売物価指数）
民間金融（手数料）	
賃金・俸給	単位労働者の単位時間あたりの現金給与額 ＝現金給与総額指数／総実労働時間指数
社会保険料	
その他の給与及び手当	
営業余剰	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
資本減耗引当	木造住宅、非木造非住宅、鉱山・土木建設機械、運搬機械、その他の自動車、その他の機械・同部品、理化学機械デフレーターの合成
間接税	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
経常補助金	

【建設活動 61 要素デフレーター及び資本財 16 要素デフレーターの算定】

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

$d_i$  : 基本単位デフレーター (i=1～179建設活動、i=1～68:資本財)

$a_{i,j}$  : 建設活動 j に対する品目 i の投入係数 (j=1～61:建設活動)

資本財 j に対する品目 i の投入係数 (j=1～16:資本財)

$D_j$  : 建設活動 j のデフレーターまたは資本財 j のデフレーター

【20部門デフレーターの算定】

建設活動 61 要素デフレーター及び資本財 16 要素デフレーターを、投資構成をウェイトとして合成し、算出する。

## 2.6.2 分野別新設費・災害復旧費・更新費の全国値の推計

### (1)道路分野

#### 【推計の対象】

道路分野の推計対象を、「道路改良」、「橋梁整備」、「舗装新設」の3小分野とする。

#### 【推計に用いたデータ】

「道路統計年報」の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する以下のデータを使用。

図表2-7 道路分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1949年度 ～1951年度	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の <b>改良費</b>	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の <b>維持修繕費</b>	
1952年度 ～1954年度	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の <b>改良費</b>	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の <b>維持修繕費</b>	
1955年度 ～1965年度	一般道路事業（直轄）の <b>道路改良、橋梁整備、舗装新設</b> 一般道路事業（国庫補助、地方単独）の	一般道路事業（直轄、国庫補助、地方単独）の <b>橋梁補修、舗装補修、その他修繕、維持</b>	
1965年度 ～2012年度	<b>道路改良、橋梁整備、舗装新設、特殊改良</b>		一般道路事業（直轄、国庫補助、地方単独）の <b>道路災害、橋梁災害</b>
備考	1970年度以降は用地補償費の実績値を按分して、1970年より前は推計により用地補償費を投資額より抜いている。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	その他修繕を道路の修繕とみなし、維持を道路、橋梁、舗装に按分している。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	用地補償費の実績値を按分して用地補償費を災害復旧費から抜いている。

#### 【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計と一致させており、道路局へのヒアリングに基づいている。

道路... 60年、橋梁... 60年、舗装... 10年

## (2)港湾分野

### 【推計の対象】

港湾分野の推計対象を、「交通施設」、「係留施設」、「その他」の3小分野とする。

### 【推計に用いたデータ】

国土交通省港湾局の港湾施設の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する下表のデータを使用。

ただし、2004年度以降についてはこれらの資料が入手できないことから、「港湾整備特別会計」（決算書）の「港湾整備勘定」及び「特定港湾施設工事勘定」の事業費の合計（平成20年度以降は「社会資本整備事業特別会計」の「港湾勘定」）を、新規改良費・維持補修費・災害復旧費で按分したものをデータとして使用している。

図表2-8 港湾分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1875年度 ～2003年度	「交通施設」、「係留施設」、 「その他」とも国土交通省港 湾局提供資料のうち、 <b>新規改 良費</b> を利用	「交通施設」、「係留施設」、 「その他」とも国土交通省 港湾局提供資料のうち、 <b>維 持補修費</b> を利用	「交通施設」、「係留施設」、「そ の他」とも国土交通省港湾局 提供資料のうち、 <b>災害復旧費</b> を利用
備考	港湾局の原典は、高橋宏直，後藤文子，横田弘[2005]「港湾施設の維持補修・更新費の将来推計」国総研資料257号（ <a href="http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0257.htm">http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0257.htm</a> ）		

### 【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させている。

交通施設 … 60年

係留施設 … 50年

その他 … なし

## (3)空港分野

### 【推計の対象】

空港分野の推計対象を、「航空路」、「空港」の2小分野とする。なお、航空路は航空保安施設などを含み、また空港は滑走路等を含むものである。

【推計に用いたデータ】

1971年以降について、港湾分野の建設費、維持管理費、災害復旧費に関する以下のデータを、国土交通省航空局から入手して使用。ただし、成田空港、関西空港、中部空港に該当する金額については、特殊会社に行っていることを鑑み、推計の対象から除外。

なお、2004年度以降についてはこれらの資料が入手できないことから、「空港整備特別会計」（決算書）の事業費の合計（平成20年度以降は「社会資本整備事業特別会計」の「空港整備勘定」）を新設・改良費とみなし、それを「航空路」と「空港」の比率で按分したものをデータとして使用。このとき、「災害復旧費」については2000年度から2003年度までの期間同様にゼロとする。

図表2-9 空港分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1971年度 ～2003年度	空港： 国土交通省航空局資料 「 <b>空港の整備に係る総投資額</b> 」 航空路： 国土交通省航空局資料 「 <b>航空保安施設の整備に係る総投資額</b> 」	空港： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 <b>国内空港維持費</b> 」、「 <b>国際空港維持費</b> 」 より対象外空港分を除いた額 航空路： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 <b>航空路施設維持費</b> 」	内閣府「日本の社会資本」のデータを用いる
備考	<p>(空港維持費の算出方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>：空港等維持運営費より国内空港維持費、国際空港維持費を抜き出す。(予算額については、別添電子データの国土交通省所管予算参考書(地方航空局、空港整備特別会計編)を参照。 、 、 も同様)</li> <li>：空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中 の割合分を抜き出す。</li> <li>： と を合算。(=羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場に係る年度毎の推定維持管理投資)</li> <li>：二種b空港及び三種空港に係る維持管理投資の推定値を に加えるため、以下の計算をおこなう。(旅客数については、別添電子データの空港管理状況調書を参照。なお、旅客データについては、直近10年のものを用いることとする。)</li> <li style="padding-left: 20px;">× (全空港の旅客数 成田空港、関西国際空港の旅客数) / 羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場の旅客数</li> <li>(=全空港(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</li> <li>：空港等維持運営費より航空路施設維持費を抜き出す。</li> <li>：空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中 の割合分を抜き出す。</li> <li>： と を合算。(=航空路施設の年度毎の推定維持管理投資)</li> <li>： と を合算。(=全空港等(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</li> </ul> <p>* 2種b空港は、旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部の5つの空港である。</p>		

【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させており、航空局へのヒアリングを実施した結果である。

航空路... 9年、空港 ... 50年

#### (4)住宅分野

##### 【推計の対象】

推計対象を、国、地方公共団体が管轄している賃貸住宅と地方住宅供給公社が管轄している賃貸施設を対象とする。なお、地方住宅供給公社が管轄している賃貸住宅については、前年度調査同様に対象外とする。

##### 【推計に用いたデータ】

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003年度）のデータを用いた。1958年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1958年度ストック額から割り戻して推計している。

新設・更新費、維持管理費、災害復旧費として使用したデータの「建設業務統計年報」における名称は以下のとおりである。

図表2-10 住宅分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
<b>1) 国庫補助</b> ①公営住宅計 ②公営住宅建設推進計 ③特定有料賃貸住宅計 ④住宅地区改良計 ※用地先行取得費、用地費、補償費を除く <b>2) 地方単独</b> ①賃貸住宅新設改良計 ②住宅地区改良新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く <b>3) 地方住宅供給公社</b> ①賃貸住宅 （前年度調査から対象外） ②賃貸施設 ※用地造成費、用地費、補償費を除く	<b>1) 地方単独</b> ①賃貸住宅維持補修計 ②住宅地区改良維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	<b>1) 国庫補助</b> ①公営住宅計 ※用地費、補償費を除く

※2004年以降はデータが公表されていないため2003年の値を用いる。

##### 【耐用年数】

前回推計と同様、建設年度による技術革新等の影響を考慮し、着工年度により、以下のように設定する。

- 1950年代以前着工： 31年
- 1960年代着工： 41年
- 1970年代以降着工： 61年

## (5)都市公園分野

### 【推計の対象】

本推計における対象を、国、地方公共団体が管轄している都市公園とする。

### 【推計に用いたデータ】

投資額のデータには「建設業務統計年報」（1959～2003 年度）を使用。ただし、1958 年度以前については、「日本の社会資本」の 1958 年度ストック額から割り戻して推計。

また、建設業務統計では、直轄の維持管理費は新設改良費に含まれて計上されていることから、前回以前まではこれを新設改良費と見なして扱っていたが、前年度調査から、維持管理費分を切り分け、別の費用として推計を行っている。1996 年～2003 年の維持管理費については、国土交通省からデータを入手することができたためこれを用いているが、1995 年以前については、1996～2003 年の新設改良費と維持管理費の比率の平均値で按分している。

図表2-11 都市公園分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
<b>1) 直轄+国庫補助</b> ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く <b>2) 地方単独</b> ①都市公園新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く	<b>1) 地方単独</b> ①都市公園維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	<b>1) 直轄+国庫補助</b> ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く <b>2) 地方単独</b> ①都市公園計 ※公有財産購入費、補償金を除く

※2004 年度以降についてはデータが公表されていないため 2003 年度の値を用いる。

### 【耐用年数】

従来推計と同様に、一律で 43 年と設定する。

## (6)下水道分野

### 【推計の対象】

下水道分野の推計対象を、「管きよ」、「処理場」の 2 小分野とする。

### 【推計に用いたデータ】

「下水道統計」（社団法人日本下水道協会）を推計のデータとして用いる。下水道統計において新設・更新費、維持管理費、災害復旧費とした費目ないしその推計方法は下表のとおりである。



図表2-12 下水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1953年度 ～1966年度	新設改良費（事務費、工事費、雑費）を「管きよ」と「処理場」に按分	維持費（事務費、作業費、補修費、雑費）を「管きよ」と「処理場」に按分	内閣府「日本の社会資本」  ※2004年度から2006年度 は2003年度以前のデータ の平均値とする。
1967年度 ～1977年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>建設費</b> （管きよ、処理場）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>維持管理費</b> をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	
1978年度 ～1985年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>建設費</b> （管きよ、終末処理場費）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>維持管理費</b> （管きよ、終末処理場費）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	
1985年度 ～2012年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>建設費</b> （工事費計）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の <b>維持管理費</b> （管路、ポンプ場、処理場、その他）をそれぞれ「管路」、「ポンプ場」と「その他」の一部を「管きよ」に、「処理場」と「その他」の一部を「処理場」に割り振る	

【耐用年数】

耐用年数は、従来どおり、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省都市整備局下水道部へのヒアリングを基に、同総合政策課の推計方法と一致させている。

管きよ...60年

処理場...33年

(7)治水分野

【推計の対象】

治水分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している河川、ダム、砂防、治水機械とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003年度）のデータを用いた。1958年度以前の投資額は、「日本の社会資本」のデータを「建設業務統計年報」の1960～2000年度までの河川、ダム、砂防、治水機械の平均比率で按分して推計している。

図表2-13 治水分野における推計に用いたデータ

小分野	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
河川	1) 直轄+国庫補助 ①河川新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川計 ※補償金を除く
河川総合開発(ダム)	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発新設改良計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発維持補修計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発計 ※用地費、補償費を除く
砂防	1) 直轄+国庫補助 ①砂防新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防計 ※補償金を除く
治水機械	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械購入 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械修理 ※用地費、補償費を除く	

※2004年度以降はデータが公表されていないため2003年度の値を用いる。

【耐用年数】

耐用年数を、河川、河川総合開発(ダム)、砂防、治水機械別に、従来どおり以下のように設定する。

- 河川： 設定せず
- 河川総合開発： 80年
- 砂防： 67年
- 治水機械： 7年

(8)海岸分野

【推計の対象】

海外分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している海岸保全施設整備、海岸環境整備等とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は「海岸統計」(国土交通省河川局、1961～2012年度)のデータを用いる。1960年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1960年度ストック額から割り戻して推計している。ただし、従来同統計の補助事業に位置づけられていた事業の多くが、平成22年度に創設され

た社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金に計上されるようになったため、平成 22 年度以降の海岸統計では事業の項目が掲載されなくなる、または大幅に減額となった事業が存在している。また、現時点では社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金で実施されている事業から海岸分野の事業のみを把握することは困難な状況にある。今年度作業においては 26 年度調査と同様、これまでのデータの推移を鑑み、高潮対策事業、侵食対策事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸環境整備事業、海岸浄化対策事業、補修事業については平成 22 年度以降も 21 年度と同額が支出されたものとみなして推計を行った。

図表 2-14 海岸分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
<b>1) 直轄</b> ①直轄海岸保全施設整備事業 <b>2) 補助</b> ①高潮対策事業 ②侵食対策事業 ③局部改良事業 ④海岸環境整備事業 ⑤海域浄化対策事業 ⑥公有地造成護岸等整備事業 ⑦津波・高潮危機管理対策緊急事業(2006 年度から) ※用地費、補償費は無視 <b>3) 地方単独</b> ①単独事業費	<b>1) 直轄</b> ①直轄海岸維持管理 ※沖ノ鳥島関連。前回推計では含めていなかった。 <b>2) 補助</b> ①補修事業 <b>3) 地方単独</b> ①単独補修費 ②単独維持管理費	<b>1) 直轄</b> ①直轄海岸災害復旧事業 <b>2) 補助</b> ①補助海岸復旧事業 <b>3) 地方単独</b> ①単独災害費

【耐用年数】

従来と同じく、一律で 50 年 と設定する。

(9) 廃棄物分野

【推計の対象】

廃棄物分野の推計対象を、廃棄物処理施設及びし尿処理施設における中間処理施設、最終処分場、収集運搬施設とする。なお、収集運搬施設は、2006 年度以前の中間処理施設、最終処分施設の一部を組みかえて新たに設けられた費目であり、合計では従来の枠組みから変更がない。

【推計に用いたデータ】

投資額は、「日本の廃棄物」(環境省)をデータとして用いる。なお、各年度とも基本的に「日本の廃棄物」から以下の項目を収集しているが、年代によっては、旧厚生白書からのデータを使用している。

図表2-15 廃棄物分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場、収集運搬施設の工事費	廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場の維持管理費	推計に反映させていない

【耐用年数】

耐用年数は、25年と設定する。なお、耐用年数を25年としたのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の調査結果に従ったものである。

(10)水道分野

【推計の対象】

水道分野の推計対象を、地方自治体で水道事業を営んでいる地方公営企業の上水道事業及び用水供給事業とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は、「水道統計」（厚生労働省）のデータを用いる。

図表2-16 水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1961年度 ～2000年度	『水道統計』のうち、「新設・拡張事業費」、「改良事業費」	『水道統計』のうち、上水道事業・用水供給事業の「人件費」、「動力費」、「修繕費」、「薬品費」を対象にする。	『日本の社会資本』の数値を使用する。
1961年度 ～2012年度			※2004年度から2007年度はデータが公表されていないため、2003年度以前データの25年間の平均値を用いる。

【耐用年数】

耐用年数は一律39年と設定する。なお、39年としたのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の調査時に厚生省（当時）にヒアリングを行った結果、決定したものである。

(11)工業用水道分野

【推計の対象】

工業用水分野の推計対象を、地方公共団体等が所有・管轄している工業用水道事業とする

【推計に用いたデータ】

投資額は、「地方公営企業年鑑」（総務省）から、工業用水事業について、下表の費目を抽

出して用いる。

図表2-17 工業用水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～2012年度	『公営企業年鑑』の「建設改良費」から「職員給与費」と「建設利息」を差し引いたもの	『公営企業年鑑』の経常経費のうち「職員給与費」、「動力費」、「修繕費」、「材料費」、「薬品費」、「路面復旧費」を足した数値	災害復旧費はデータが公表されていないため考慮していない。

【耐用年数】

耐用年数を37年とする。なお、37年に設定したのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省国土計画局の調査において、経済産業省にヒアリングを行った結果に従ったものである。

(12) 治山分野

【推計の対象】

治山分野の推計対象を、国及び地方公共団体の治山対策事業とする。

【推計に用いたデータ】

新設改良投資は、「行政投資実績」の治山分野の投資額をデータとして使用する。また、用地補償費については、治山事業の性格上、ほとんど発生していないことから、ゼロと仮定する。災害復旧費については、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、日本の社会資本と同様のデータを利用し、2004年度以降については過去の平均値を仮定する。維持・修繕費については、治水分野の砂防ダムにおける実績データ比率を活用して算定する。

\* (参考) 日本の社会資本における投資額の定義

・ 名目投資実績額

治山事業を対象とし投資額を調査した。

なお、1974年度以前の新設改良費には維持補修費および用地費、補償費が含まれている可能性があるが、その比率は小さいので無視する。

図表2-18 治山分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～1999年 度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	治水分野の砂防ダムの実績比率より、投資額を治山分野に置き換えて推計する	『日本の社会資本』の治山分野の災害復旧費
2000年度 ～2012年 度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	※2003年以降はデータが入手できなかったため、2001年から2002年の変化率を2003年以降に適用し、推計する。	※2004年以降はデータが公表されていないため、2003年以前のデータの平均値を用いる。

【耐用年数】

耐用年数は67年と設定する。なお、この設定に当たっては、平成13年度及び平成14年度の推計時に農林水産省に対しヒアリングを行っている。

(13)農林漁業分野

【推計の対象】

農林水産分野の推計対象を、国及び地方公共団体が行う「農業分野」「林業分野」「漁業分野」の事業とする。具体的には農業分野では「農業基盤整備」、「市場」及び「と畜場」、林業分野では「林道」及び「造林」、漁業分野では「漁港」を対象とする。

【推計に用いたデータ】

農林漁業分野の投資額の推計には、「行政投資実績」を使用する。ただし、農業分野の行政投資実績には、用地・補償費が含まれているため、その分を「農用地建設業務統計」（農林水産省）を利用し、合計額に占める用地・補償費の標準比率を算定（2.6%<sup>4</sup>）し、行政投資額に乗じて控除する。また、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、災害復旧費は、2003年度までは「日本の社会資本」のデータを利用し、それ以降については1970年度から2003年度までの平均を用いる。

また、林業分野・漁業分野でも同様に、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、2003年度までは「日本の社会資本」と同じデータを利用し、2004年度以降については農業分野と同様とする。

なお、「造林」の災害普及費は、災害普及という概念が「森林災害普及事業」が創設された1981年度以降であるため、便宜上「林道」に含めて扱う。

農林漁業分野の維持管理費については、用地・補償費と同様に農用地建設業務統計から、

<sup>4</sup> この標準用地・補償費比率2.6%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

標準維持・管理費比率（0.85%<sup>5</sup>）を求め、これを投資額に乗じて推計している。

図表2-19 農林漁業分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～1999年度	行政投資実績の投資額 (農業分野は、用地・保障費を推計で控除)	農用地建設業務統計の維持管理費比率を利用して推計	「日本の社会資本」のデータを利用 ※2004年度以降はデータが公表されていないため、2003年度以前のデータの平均値を用いる。
2000年度 ～2012年度			

#### 【耐用年数】

耐用年数を以下のように設定する。なお、これらの耐用年数は、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課調査時における農業の農林水産省、林道・造林の林野庁、漁港の水産庁に対するヒアリング結果に基づいている。

農業・・・53年、林道・・・47年、造林・・・45年、漁港・・・50年

#### (14)学校分野

##### 【推計の対象】

学校分野の推計の対象を、国及び地方自治体が設置した全ての学校とする。具体的には、国立大学、公立大学、公立の小・中・高等学校及び各種を対象としている。

##### 【推計に用いたデータ】

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の1953年度から2003年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004年度以降については、「地方教育費調査（I全国集計）」の「資本的支出」の建築費の推移から地方自治体分を推計し、それに一定割合（2001年度から2003年の『日本の社会資本』の新設費と「地方教育費調査（I全国集計）」の「資本的支出」の建築費との比率）を乗じて、国及び地方自治体の分とする。

また、維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980年度以降の「地方公共団体設置」の学校を対象とする数値のみである。また国の維持管理費も文科省は把握していないことから、上記のデータが取れる1980年度以降については、「地方教育費調査報告」より地方歳出分の維持管理費のデータを捕捉し、これに一定割合（28%<sup>6</sup>）を乗じて国の分を推計する。1979年度以前については、維持管理費をゼロと仮定する。

<sup>5</sup> この標準維持・管理比率0.85%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

<sup>6</sup> 前年度版に準拠している。

図表2-20 学校分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953年度 ～1979年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロと仮定	「日本の社会資本」のデータを利用
1980年度 ～1999年度	※2010年度以降は、地方教育費調査報告の資本的支出の中の建築費の推移から推計	地方教育費調査報告の「幼稚園」「小学校」、「中学校」、「盲・聾学校」、「高校全日制」、「高校定時制」、「中等教育学校」、「高等専門学校」の管理費、「小学校」、「中学校」の修繕費	※2004年度以降はデータが公表されていないため、2003年度以前のデータの平均値を用いる
2000年度～ 2012年度			

【耐用年数】

学校分野の耐用年数を39年で設定する。なお、これらの耐用年数は、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。

(15)社会教育分野

【推計の対象】

社会教育分野の推計の対象を、地方自治体が設置した全ての社会教育施設、社会体育施設、文化施設とする。なお、日本の社会資本では、それぞれが何を指すのか、その具体的定義を明らかにしておらず、本調査においてもそれを明確化することはできていない。

【推計に用いたデータ】

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の1953年度から2003年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004年度以降の新設費については、「地方財政統計年報」（総務省）の「普通建設事業費」で2003年度から延長推計する。また、改良費は従来同様に耐用年数に達した2000年価格評価の新設費とする。維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980年度以降の「地方公共団体設置」の施設を対象とする数値のみである。そのデータが取れる「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費に関する歳出の合計額を本調査における維持管理費とみなし、1980年度以前のものについてはゼロとする。



図表2-21 社会教育分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953 年度 ～1979 年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロとみなす。	「日本の社会資本」のデータを利用
1980 年度 ～1999 年度	※2010 年度以降は「地方財政統計年報」の普通建設事業費の推移から推計	「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費	※2004 年度以降はデータが公表されていないため、2003 年以前のデータの平均値を用いる。
2000 年度～ 2012 年度			

【耐用年数】

社会教育分野の耐用年数を 40 年と設定する。なお、これらの耐用年数は、平成 13 年度及び平成 14 年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。